

月刊

日本行政

no.629
2025
april

4

Top
Message

大韓行政士会との相互交流
に係る協定を締結



五重の塔と千畳閣（広島県）

◆ Leadership

- ・ ADR（裁判外紛争解決手続）の普及と発展を目指して

◆ Special Report

- ・ 全国の行政書士の声が形に！ J グランツで代理申請開始
- ・ デジタル社会における企業活動のサポートに必要な「G ビズ ID」

一般倫理研修の受講が全会員に義務化されました！
詳細はお知らせ記事を御確認ください。

◆ Topics

- ・ 村上誠一郎総務大臣を表敬訪問
- ・ 警視庁・東京出入国在留管理局と外国人の在留の公正な管理に向けた協定を締結
- ・ 令和6年度「行政書士制度広報月間」実施報告
- ・ 令和6年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告書 集計結果



日本行政書士会連合会

常住豊

日本行政書士会連合会会長

대한행정사회와 일본행정서사회연합회 협정식

大韓行政士会と日本行政書士会連合会の協定締結式

2025. 02. 19(水) 대한행정사회



대한행정사회
KOREAN ADMINISTRATIVE ATTORNEYS ASSOCIATION



大韓行政士会との相互交流 に係る協定を締結

はじめに

我が国の行政書士制度と類似する固有の資格制度を有している国は、大韓民国（以下「韓国」という。）だけです。韓国は、我が国と地理的に最も近く、歴史的、文化的にも極めて密接な関係にある国で、国際社会の様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国です。両国間には、その歴史からくる難しい問題はあるものの、私たち行政書士は、両国の国民の権利利益の実現のため、韓国の行政士の皆様とともに、更に協力関係を推進していかなければならないと考えます。

本会は、昨年3月に韓国を訪問し、行政士制度及び行政手続のデジタル化への対応に関する調査研究並びに大韓行政士会との交流を行いました（詳細は、本誌2024年11月号（No.624）10ページ以降を参照。）。

令和6年度においても、更なる調査研究と大韓行政士会との連携強化のため、2月19日（水）から21日（金）までの3日間、韓国訪問事業を実施しました。

なお、本年は、1965年に日韓両国の国交が正常化して60周年に当たります。本事業は、外務省が、この節目の年を通じて、文化や学術、スポーツなど幅広い分野で両国国民の間の相互理解がより一層深まっていくことを応援する「日韓国交正常化60周年記念事業」に認定されました。

大韓行政士会との 相互交流に係る協定の締結

2月19日（水）15時から、ソウル特別市の大韓行政士会の黄海鳳（ファン・ヘボン）会長の執務室において、本会と大韓行政士会の相互交流に係る協定の締結式が執り行われました。

締結式は、大韓行政士会の役員の方々が見守る和やかな雰囲気の中で、黄会長とともに協定書に署名を行いました。

この協定は、両国の行政書士制度及び行政士制度の発展による両国民の権利利益の実現を図ることを目的としています。両国の同制度に関する情報交換・調査研究、定期的な相互訪問による交流を通じて、相互理解と連携を深めてまいります。

また、本協定の締結を記念して、本会からは輪島塗花器をお贈りし、大韓行政士会からは螺鈿漆器が贈られました。

本協定の締結が、将来にわたって両会の深い友好交流に資するものとなることを願ってやみません。

韓国における行政手続のデジタル化の調査研究

2月20日(木)は、ソウル特別市から南に約120kmの世宗(セジョン)特別自治市(韓国の中央政府機関は、2012年にソウル特別市から世宗特別自治市に移転)に移動しました。世宗にある韓国政府の「行政安全部(デジタル政府革新局)」(我が国の総務省に相当)と「国民権益委員会」(我が国のデジタル庁に相当)を訪問し、韓国における行政手続のデジタル化に関する説明を受け、意見交換を行いました。

「行政安全部(デジタル政府革新局)」では、情報を暗号化して、複数のサーバに分散して保管する「ブロックチェーン」システムを活用して、官民の手続におけるQRコードを用いた「モバイルID」(身分証明書)で本人確認を行っているとの説明を受け、我が国と比較して先進的であると感じさせられました。

「国民権益委員会」では、国民の提案や苦情をオンラインで受け付ける「国民申聞鼓」(こくみんしんぶんこ)について説明を受けました。「国民申聞鼓」は、複雑な行政手続を背景として国民の利便性の向上のために誕生したもので、外国人も利用が可能であるとの説明がありました。

これらの韓国政府の行政機関のほか、「デジタル政府展示体験館」にも訪問しました。ここでは、電子政府の推進の歴史や、現在韓国政府が提供している市民向けの行政サービスや社会保障に関するポータルサイトの「政府24」など、韓国政府のデジタル社会への取組について説明を受けました。

デジタル社会に機能する行政書士制度の確立を目指す本会としては、デジタル先進国といわれる韓国の社会のデジタル化の推進の経緯や現状の調査研究を行うことの意義は大きく、そこで得られた知見は、本会の今後の事業の推進に当たって参考にすべき内容であると実感しました。

行政士制度の調査研究 (大韓行政士会との意見交換会)

2月19日(水)と21日(金)の両日は、大韓行政士会の会議室において、両会の会長を始め役員や会員が一堂に会し、両国の制度等に関する意見交換会が開催されました。

初めに、大韓行政士会の黄会長から、本会の訪韓に対する謝意が示されるとともに、日韓国交正常化60周年を迎える年に両国の行政に関する専門家が共に経験や知識を共有することの意義深さを感じているとの挨拶がありました。続いて、私からは、昨年3月の訪韓の際の大韓行政士会の温かい歓迎に改めて謝意をお示しするとともに、そこで得た行政手続のデジタル化に関する知見が、我が国の関係省庁との情報交換に大きく寄与したことを申し上げました。

この意見交換会において、本会では、韓国におけるオンライン手続の代理申請に関する実務、行政士が作成した書面の行政側の取扱い、官民のシステムの連携等を調査研究の目的としていました。一方、大韓行政士会では、行政士の許認可業務、事実証明業務、行政審判の代理権(我が国の特定行政書士制度)の確保に関する調査研究の目的としていました。

意見交換会において、大韓行政士会からは、

- 行政士には一般、海事及び翻訳の三つの類型があること。

- 一般行政士は、許認可申請に関する代理権を有しているが、その行使の態様に課題があること。

- 翻訳行政士は、自身の作成した翻訳文が翻訳確認証明書として公的な証明書として認められていること。
 - 相続や成年後見に関する業務については法務士の業務であること。
 - 行政士会への加入は任意であること。
 - 外国人の在留手続に関する制度や自動車の封印制度の廃止に関すること。
- 等について説明がありました。それぞれについて、活発な質疑応答や意見交換が行われ、有意義な情報収集ができました。

国立ソウル顕忠院の訪問

訪韓に際して、韓国における国家の発展のために献身した人々が眠る「国立ソウル顕忠院(ヒョンチュンウォン)」を訪れました。同院の「顕忠塔」を参拝し、戦没者等への哀悼の意を表しました。

おわりに

この度の訪韓事業によって、デジタル先進国といわれる韓国における官民の様々な取組を知ることができました。このことによって、今後の我が国における関係各省庁との行政手続のデジタル化に関する情報交換において有用な提案ができるものと期待しています。

また、大韓行政士会との間では、両国の行政書士制度と行政士制度が、国民の権利利益の実現に資することや、行政手続に関する国民の利便性の向上への貢献という点で一致していることを確認することができました。加えて、相互交流に係る協定の締結が、今後の両国の制度の更なる発展と相互理解及び連携を深めることにつながるものと確信しています。

最後に、本事業の実施に当たり、多大な御協力をくださった関係者の皆様に御礼を申し上げます。



4

日本行政

MONTHLY No.629 APRIL. 2025

C o n t e n t s

Top Message

大韓行政士会との相互交流に係る協定を締結…………… 1

Leadership

ADR (裁判外紛争解決手続) の普及と発展を目指して…………… 4

Special Report

全国の行政書士の声が形に！ Jグランツで代理申請開始…………… 5
デジタル社会における企業活動のサポートに必要な「GビズID」… 9

Topics

村上誠一郎総務大臣を表敬訪問…………… 11
警視庁・東京出入国在留管理局と外国人の在留の公正な管理に向けた協定を締結 …… 11
令和6年度「行政書士制度広報月間」実施報告…………… 12
令和6年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告書 集計結果 …… 29

Information

「建設業法と建設業許可 第3版—行政書士による実務と解説」の発刊について …… 33
一般倫理研修受講について…………… 34
令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項…………… 36
行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内…………… 40
令和6年度行政書士試験／都道府県別試験結果一覧…………… 41
「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ…………… 42
■ Pick UP!単位会…………… 43
■ 中央研修所通信4月号…………… 46
■ 公証人に聞く!教えてミネルヴァくん…………… 49
■ 日行連の主な動き (2月)…………… 51
■ コスモスInformation…………… 53
■ 会員の動き／広報部員のひとり言／…………… 57
御協力のお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

ADR（裁判外紛争解決手続）の 普及と発展を目指して

専務理事 関口 隆夫



1. はじめに

ADRとは、裁判によらず公平中立な第三者が当事者間を仲介し、話し合いを通じて解決を図る手続のことを言います。英語表記の Alternative Dispute Resolution の頭文字を取ったものです。

平成16年に司法制度改革の一環として導入された制度であり、事業として実施するためには法務省の認証を得る必要があります。平成21年5月25日の東京会による取得第1号（認証第30号）からスタートし、現在47単位会のうち、20単位会が認証事業者として活動しています。私は、日行連がADR推進本部を立ち上げた時から単位会及び日行連のADR推進本部の役員・担当者として現在まで一貫して関わってきた数少ない当事者の一人として、現状の分析と課題を提示し、併せてADR制度の普及と発展について述べたいと思います。

2. 行政書士 ADR センターの現状と課題

現在活動している20の行政書士 ADR センターは、一部の例外を除き、基本的に日行連と日弁連との基本合意書に記載されている4分野（外国人紛争・愛護動物紛争・自転車事故紛争・建物原状回復、敷金返還紛争）を取り扱っています。取扱件数は、一部のADRセンターを除き残念ながら低調と言わざるを得ません。その要因として挙げられるのは主に次の4点と考えられます。

① 財政的課題

ADRセンターの運営には、主に人件費と研修のための一定の予算措置が必要です。ただし、ADRは、そもそも利益確保を目的とした事業ではないため、費用対効果で議論されることは馴染まない面があります。多くの単位会の総会等でも度々議論されているようですが、前述のようにADRは利益確保を前提としていません。行政書士制度のPRや社会貢献的事業の側面が強いということを認識していただく必要があると考えます。

② 調停人の養成と確保の課題

ADR調停を実施するには、一定数の調停人を常時確保しておく必要があります。調停人は、一定の法的知識と調停技法を取得していることが認証の1要件として求められているため、調停人の養成と確保・補充は必須です。そのため、講師の確保と養成研修の費用をいかに確保するかが課題です。日行連のADR推進本部では単位会の負担を減らすため、VOD講座の作成やスキルアップ研修への講師等派遣を行っています。

③ 広報周知活動

ADR制度自体が、まだ国民に広く周知されているとは言えない状況です。政府広報や法務省ホームページに周知広報は一定程度されていますが、身近な制度として認識されてはいません。単位会単独で広報予算を確保することは難しいところですので、日行連 ADR 推進本部が普及啓発のための積極的な広報活動を担っていく必要があると思います。

④ 取扱分野の見直し

現状の4分野は、一部を除き行政書士の主要業務を反映したものにはなっていません。無料相談会等で寄せられる相談事項を反映した取扱分野とすべきだと考えます。また、地域性を考慮した分野の設定も必要と考えます。国民に寄り添い、最も身近なサムライ業の特性をいかすためには、国民の求める分野を開拓していく必要があると考えます。

3. ADR 制度の普及と発展に向けて

昨年度のADR法改正により、特定和解制度が導入されました。これにより調停合意事項の執行が担保しやすくなることで調停件数が増加することが期待されます。

また、既に一部の単位会のADRセンターで導入されていますが、ODR（オンライン紛争解決）の普及は調停機関まで出向く必要がなく時間的・距離的制約の解消から利用促進につながると考えられます。裁判所の調停でも既にオンライン調停は実施されていることから今後急速に普及していくと思われます。セキュリティや本人確認手段の問題等一定の課題はありますが、財政問題の解決にもつながると思います。

昨年、内閣府との間で「大規模災害時の被災自治体への支援に関する協定」が締結され、これを受けて日行連の大規模災害対策本部規則に災害ADRに関する規定が設けられました。被災者に寄り添った支援活動の実施に当たり、ADR的手法による相談活動は大きな成果を発揮するものと考えます。

日常的な行政分野におけるADRの活用としての「行政ADR」の実施も今後検討する必要があると考えます。日々、行政の窓口で業務を行う行政書士の特性を生かすことができ、行政と市民の間に立って課題解決に当たることで、国民の権利利益の実現に資することができると思います。

4. 結びに

行政書士の行うADRの特徴は「対話促進型調停」です。両当事者話し合いの下、双方納得のいく解決に導く調停技法は行政書士ADRの根幹をなすものですが、これは行政書士の日常業務においても大いに有用な手法です。最近、顧客とのトラブルを含め事務局窓口への苦情相談が増加しています。相手の立場を考え、スムーズな業務を行っていくためにも、是非多くの会員にADRの知識や技法を身に付けていただきたいと思います。

全国の行政書士の声が形に！ Jグランツで代理申請開始

デジタル庁 国民向けサービスグループ
総括補佐 畠山 暖央



1. Jグランツで代理申請機能がリリースされました

デジタル庁では、国や地方自治体の補助金をオンラインで申請するための基盤「Jグランツ」を運用しています。令和元年12月に運用を開始し、以後、15府省庁／53自治体の補助金を掲載し、例年約1,000種類の補助金が掲載されています。令和7年1月末までに、累計23万5千者の方に御利用いただきました。

Jグランツについて、長らく、行政書士を始めとする士業の方々から「紙の世界ではできるのに、デジタルの世界で代理申請ができないのはおかしいではないか」と御指摘・御叱責をいただきましたが、日本行政書士会連合会の皆様と一年間で28回を超える打合せをさせていただき、また、開発・運用事業者も短工期ながら、よくよく取り組んでくださり、本年1月末に「代理申請機能」が追加される運びとなりました。関係者の方々に改めて御礼申し上げます。

デジタル庁では「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」を掲げていますが、特に地方の御高齢の事業者や、被災事業者の方々から「そうはいっても、自分でパソコンを開いて申請をするのは大変すぎる…」というお声をいただいております。そのような立場の方々に、各種支援制度の橋渡しをして下さっている士業の方々には、いつも心強く感じています。

▼オンライン会議の様子



▼その場で業務フローに反映



2. GビズID・Jグランツの体験会を全国で開催しています

令和6年7月24日に貴会の理事会後に、常任会長のお隣で「GビズID」及び「Jグランツ」の御案内をさせていただき、関谷デジタル推進本部長からも力強い御支援を賜り、まずは、貴会の虎ノ門の会議室で、次第に、各都道府県単位会の会議室で体験会を開催させていただけることになりました。

限られた出張旅費の中での綱渡り状態であり、関東近郊であれば、直接お伺いもできましたが、場合によっては、前日に都道府県単位会の事務局

の若手の方に WEB 会議で事前の勉強会をさせていただき、当日は、デジタル庁職員は WEB 会議で参加、スマホ操作等のお手伝いは各单位会の若手の方々に担っていただき、といった、貴会職員とデジタル庁職員がハイブリッドで体験会を運営させていただくこともありました。

なお、令和7年2月25日に埼玉県行政書士会で開催された体験会には、穂坂デジタル副大臣も現地にお招きいただき、行政書士と二人一組でのGビズID及びJグランツの操作体験にも参加させていただいたと伺っています。誠にありがとうございます。

▼ G ビズ ID 取得体験会の様子



▼ J グランツ体験会での穂坂副大臣視察の様子



▼ フィードバックを反映した一例

G ビズ ID の取得がスムーズになり、代理申請の手続もスピーディーに！



QR コードの期限が切れると一からやり直し!?

QR コード再発行

体験会の声を受け、QR コードの再表示ボタンを追加!

体験会に来てくださる行政書士の方々の、「これを自分のお客様に説明できるだろうか」といったプロフェッショナリズムには、G ビズ ID 班及び J グランツ班の職員一同、いつも感銘を受けています。大切なお客様の G ビズ ID の取得を支援するとなると緊張感も別次元のものとなり、「失敗する可能性のあるパターンを全部潰しておく」、「お客様がマイナンバーカードのパスワードを失念してしまっている可能性を想定しておく」、「取得作業や申請作業を始めた後に、お客様に急用が入ってしまった場合に、途中から再開できるようにしておく」といった観点から多くの御指摘をいただき、説明資料そのものや、システムそのものにも、相当な量の反映をいたしました。

普段から、御高齢であったり、遠隔地にいらっ

全国 25 か所
で開催!

※現地・オンライン開催含む

しゃったりする事業者を御支援なさっているお立場だけあって、事業者の方々についての理解の解像度が我々とは桁違いであり、「ああ、このような場合もあるのだな」と日々気付かされていました。また、我々が作っているシステムが現実の社会でどのような使われ方をするのかについても職員一同、理解が大きく深まりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

▼体験会に参加したデジタル庁職員の声

尼崎信用金庫からの出向職員 楠



初めて利用者の生の声を伺い、現場の視点の大切さを実感しました。これからも行政書士の皆様と一緒に、より使いやすいシステムを作っていきます。

行政書士の皆さまが事業者の一番近くで支援されていることを改めて実感しました。今後も皆さまの声を直接伺いながら、サポートをしていきます！



三重県四日市市役所からの出向職員 加藤

3. Jグランツで代理申請を試せる環境を開設しています

G ビズ ID を異なるメールアドレスで二つ作成し、それぞれを委任元(事業者)と代理申請者に設定することで、1人で代理申請を試すことが可能です。

以下の URL 又は QR コードから、Jグランツのサイトへアクセスし、代理申請のトライアルガイドを参照の上お試しく下さい。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/dairi-demo.pdf>



〈代理申請をお試しいただける架空の補助金制度〉

実際の補助金の申込みシーズンは、短いものと数週間程度であり、時期が来てからお客様に G ビズ ID を取得していただき、委任関係を結ぶ操作をしては間に合わない可能性もあると伺っています。このため、年間を通じて、代理申請をお試しいただけるページを設け、事前に練習できるようにいたしました。まずは御友人の行政書士の方々と相互にお試しになり、その後、お客様に御案内することもあると伺っています(体験会で御用意しているものと同じものです)。

練習用の補助金、通称「ウサギ補助金」は、「職場環境の改善のため、職場にウサギ小屋を整備しようとする法人に対し、ウサギの飼育頭数×5,000円の補助を行う。ウサギの健康保険費用、チモシー代、衛生的な水飲み場の整備、ウサギの睡眠環境の整備も補助の対象となる。」といったものであり、時々、説明資料の中にデジタル庁職員の愛兔が登場することがあるそうです。

※あくまで練習用の手続であり、申請したからといって補助金が実際に給付されることはありませんので、御留意ください。

▼お試しになれる補助金申請の画面イメージ



4. 補助金申請の電子化が求められる時代に

令和5年度のデジタル社会実現に向けた重点計画では、各省庁において全ての事業者向け補助金申請の原則電子化が掲げられました。また、地方分権改革会議の提案でも、地方公共団体向け補助金の掲載も求められており、国や地方ともに補助金の電子申請は今後更に広がっていく見込みです。

Jグランツの代理申請を活用することで、新たな業務の可能性が広がります。補助金の電子申請が進むと、行政書士の皆さまのデジタル分野における役割もこれまで以上に重要なものとなってきます。地域の事業者にとって頼れるパートナーとして、皆様の強みをいかしてみませんか。この機会に是非御参画ください。

▼よくある御質問

G ビズ ID の取得には何が必要ですか？

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで最短即日発行が可能です。カードがない場合は郵送で申請が可能です。

代理申請には事業者も G ビズ ID を取得する必要がありますか？

はい。事業者・代理申請者の双方が G ビズ ID を取得し、委任・受任設定を行う必要があります。

補助金申請の度に委任・受任関係を再設定する必要がありますか？

いいえ。J グランツを委任対象サービスとして設定すれば、委任期間内は何度でも代理申請が可能です。

全ての補助金で代理申請機能を利用できますか？

補助金事務局が、「代理申請可」に設定した場合のみ利用可能です（現在拡大中です！）。

デジタル社会における企業活動のサポートに必要な「G ビズ ID」

デジタル推進本部
本部長 関谷 一和

1 行政手続のデジタル化

コロナ禍以降、行政手続のデジタル化が進んでいます。

例えば、住民票の写し・印鑑証明書・戸籍などは、今やマイナンバーカードがあれば夜でもコンビニで取得することができます。また、所得税などの確定申告も、マイナンバーカードがあれば税務署に行くことなく、パソコンやスマホで完結できます。

それは、許認可申請の分野においても同様で、建設業許可、宅地建物取引業免許、在留資格に関する手続等、行政書士の主力業務のいくつかについては既にオンライン申請が可能となっています。こうした手続のオンライン・デジタル化は今後ますます加速していくものと思われます。

2 デジタル庁の役割

このようなデジタル化を進める政府の司令塔的な役割を果たしているのが「デジタル庁」ですが、このデジタル庁を中心として各役所が進める施策を表した有名な表現として「誰一人取り残されない」「人に優しいデジタル化」というフレーズがあります。このフレーズを実現するための様々な

ジョンや方向性、取組における基本原則、個別の政策課題を網羅した文書が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」*（以下「重点計画」と略します。）ですが、政府が計画しているデジタル化に関する今後の重要政策と行政書士業務の関わりがここに具体的に示されていますので、そのいくつかを御紹介します。

3 事業者に係る行政手続の集約化

まず、大きな枠組みとして示されているのが「事業者向けポータル（仮称）の機能検討・開発」（重点計画統合版 48 ページ）です。

ここで、「事業者向けポータル」という、いわばマイナポータルの事業者版のポータルサイトを作り、事業者向けのオンライン・デジタル申請手続の入口を集約するという構想が示されています。

現在、インターネットから利用できる各種手続は、その手続ごとに動作環境を整備し、個別にIDやパスワードを設定することでその先に進むことができるという流れになっています。しかし、いずれの手続も共通の入口から簡単な作業で、目的の手続に進めるという道筋が整備されると、利用時の負担感が格段に減ります。

* デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>

4 「G ビズ ID」取得の必要性とメリット

このようにあらゆる手続について共通の入口ができるのであれば、手続ごとに設定しなければならなかった ID やパスワードも共通化できます。

この点、重点計画の 50 ページには、「法人共通認証基盤 (G ビズ ID) の普及」という項目の中で、「事業者等の法人 (個人事業主を含む。) が、様々なサービスにログインできる認証サービスを実現する「G ビズ ID」について、2024 年度中に事業所や支社単位での手続を可能とするとともに、行政書士等の代理人への委任ができるよう機能の拡充を行う。」と定められており、その具体的な目標として「ほぼ全ての法人が G ビズ ID を取得 (2025 年度)」が定められています。

ここにいう「様々なサービス」には、おそらく「事業者向けポータル」で提供される各種行政手続も含まれると思われそうですが、その一例として、同じページには「J グランツの利便性向上」という項目があり、令和 6 年度中に政府が実施する 1,400 の補助金について、この J グランツというポータルサイトを利用して申請ができるよう、このポータルサイトのシステム処理能力のパフォーマンス改善を行うことが目標とされています。そして、ゆくゆくは、大規模災害で被災された事業者の方々を支援するための補助金などを含め、あらゆる補助金申請がこの J グランツを通じて迅速に、また効率的にできるようにする計画があるとのこと

です。
この J グランツを利用するためには「G ビズ ID」が必要になります。これらのことを踏まえ、今後、事業者が補助金や助成金といった公的な制度を利用する際は、この「G ビズ ID」の取得がもはや不可欠な時代となったと言えるでしょう。

一方で、手続のオンライン化の進展は、本人申請に潜むケアレスミスや「なりすまし」による想定外の被害を事業者が受ける危険性が高くなる可能性もはらんでいます。

こうした危険に対処できるよう、G ビズ ID を使う手続システムには、行政書士などの資格者が代理人として手続をサポートできる仕組みが実装されます。この代理機能を活用して、事業者の方々には御自身の事業に集中していただくことによって、より一層デジタル化の恩恵を実感していただけるようになるでしょう。

令和 7 年度から活発になる補助金などを始め、事業に必要な手続に関するサポートの新時代の切り札として、今後ますます便利になる「G ビズ ID」の取得、そして事業者への普及のサポートについて是非御一考ください。

必要なもの	詳細について (お手続き前にご準備いただきたいこと)

村上誠一郎総務大臣を表敬訪問

訪問日：令和7年2月6日（木）

出席者：常任会長、高尾・竹田・原田・田村各副会長、
田後・関口両専務理事

先般、常任会長を始めとする日行連役員が村上総務大臣を表敬訪問しました。

日頃から行政書士制度への深い御理解と多大なる御支援をいただいていることに感謝を申し上げるとともに、本国会での成立を目指して対応を進めている「デジタル社会に機能する行政書士制度の確立」に向けた法改正について、改めてその要望趣旨と進捗状況を御説明しました。

村上総務大臣からは、所管省庁の立場から法改正の推進にしっかり対応するとの力強い御言葉をいただきました。

その他、出席役員らの地元での活動に関する話題にも触れ、終始和やかな雰囲気の中で意見交換が進められました。

国会会期中の御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。



警視庁・東京出入国在留管理局と 外国人の在留の公正な管理に向けた協定を締結

令和7年2月10日、日行連は警視庁及び東京出入国在留管理局と「外国人の在留の公正な管理に係る協議会の設置に関する協定」を締結しました。同日、警視庁において本協定書の締結式が開催され、村瀬智行警視庁組織犯罪対策部長、川畑豊隆東京出入国在留管理局次長、常任豊日行連会長らが出席しました。

本協定は、警視庁、東京出入国在留管理局、日行連、相互の情報共有を図ることにより、出入国管理及び難民認定法違反を始めとする犯罪を未然に防止し、外国人の在留の公正な管理を図ることを目的としています。

昨今の在留外国人の増加に伴い、在留諸申請においては、外国人の在留資格の虚偽申請に不正に関与したとして、行政書士が逮捕されるなどの事件が発生しています。日行連としましては、本協定による連携を進めることで、今後更なる倫理面の強化を図ってまいります。

今回の協定の締結を契機として、三者が連携し入管行政の円滑化を図るとともに、日本国民と外国人が互いに尊重し合い、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に貢献してまいりたいと考えています。

引き続き、御理解御協力くださいますようお願い申し上げます。



令和6年度「行政書士制度広報月間」実施報告

<広報部>

本会では、10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」と定め、総務省の後援をいただき、全国の自治体及び各単位会の御協力の下、広く国民に行政書士の存在をアピールし、制度の普及・浸透を図る活動を推進しています。その活動のうち、電話による無料相談「行政書士電話相談」は、昭和55年の開設以降、今回で45回目となりました。

以下に、令和6年度「行政書士制度広報月間」中に行われた「行政書士電話相談」及びPR活動について、各単位会の実施結果及び総評等を取りまとめて御報告します。

なお、本集計結果は所定の様式による各単位会からの報告書データを基に集計したものです。

日行連における活動

I. PR活動

報道機関約80社に報道リリースを送付するとともに、総務省及び各都道府県庁に行政書士制度広報月間に係る文書を送付した。

また、身近な国家資格者である行政書士に気軽に御相談いただけるよう「そうだ、行政書士に相談しよう!」をキャッチコピーに、女優・タレントとして、テレビ、映画、ラジオ等で活躍し、爽やかで明るく知的な雰囲気を持つ伊原六花さんを行政書士役で起用し、行政書士制度PRポスターを作成した。各単位会や関係機関等へポスターを配布するとともに、伊原さん出演の行政書士制度PR動画を制作し、本会ホームページ上で公開した。

そのほか、YouTube広告動画を作成し、広く周知を図った結果、令和7年3月現在までに46万回を超える再生回数を得た。

各単位会における活動

I. 行政書士電話相談

1. 実施単位会

「行政書士電話相談」について回答のあった47単位会中、37単位会で実施された。

2. 実施日時

37単位会から実施日の報告があり、本会の実施要綱に基づき10月1日のみを実施日としたのは13単位会、それ以外の1日のみ実施したのは

8単位会。また、複数日にわたり実施した単位会は16単位会であった。

3. 実施場所

25単位会が各単位会事務局のみを実施場所とし、事務局以外に支部や会員事務所等を会場として行った単位会は12単位会であった。

4. 実施日数及び回答スタッフ（相談対応人員）人数

期間中の実施日数は1実施単位会当たり平均7.3日であった（実施日が特定できない報告分は除く。）。回答スタッフ延べ人数は、日数や実施形態の違いから単位会により大きくばらつきがあり、最も少なかった単位会は1名、最も多かった単位会は138名、期間中の全国合計は677名となった。1実施単位会当たりの単純平均では、期間中延べ18名のスタッフが対応したとの結果となった。

5. 相談受付件数

総数616件の相談が寄せられ、内訳は「権利義務・事実証明」が521件（84.6%）、「許認可関係」が95件（15.4%）であった。

「権利義務・事実証明」では、「遺言・相続・成年後見」に関する相談が314件（60.3%）と最も多く、次いで「不動産関係」63件（12.1%）、「財産管理」11件（2.1%）、「各種契約」10件（1.9%）、「戸籍関係」が7件（1.3%）、「会計記帳・

定款・内容証明」が5件(1%)、「知的財産」が1件(0.2%)であった(「その他」を除く)。

「許認可関係」では、「入管関係」が29件(30.5%)と最も多く、次いで、「建設・風営」が21件(22.1%)、「自動車関係」が11件(11.6%)、「行政不服申立代理業務」が10件(10.5%)、「農地転用」が8件(8.4%)、「法人設立」が3件(3.2%)、「土地開発」が1件(1.1%)、であった(「その他」を除く)。

その他の事例として、墓じまいに係る相談や近隣トラブルに関する相談が多く見られた。

6. 問題点等

8単位会から問題点等に関する意見が寄せられた。内容は、告知方法や実施場所・期間、相談者数の増減に係る対策の検討、新聞広告に掲載する日程や掲載してもらうための働きかけの重要性を認識したとの意見があった(「特にない」旨の回答及び未記入であった単位会は、計39単位会であった)。

II. PR 活動

1. イベント会場

全単位会で実施された無料相談の受付会場は、電話と対面を合わせると全国で1,289か所を数えた(前年比108%)。そのうち、電話による無料相談の会場は327か所、対面による無料相談の会場は962か所であった。

本会が作成した行政書士制度PRポスターは全国に配布され、その内訳は、単位会事務局以外に公的施設11,115枚、駅・店頭135枚、会員事務所を通じての外部配布に(関係団体等含む)45,134枚となった。全国総配布枚数は67,277枚となった(前年比104.5%)。また、チラシやPRグッズを配布した単位会は42単位会であった。

2. 相談受付件数

電話無料相談と対面無料相談を合わせ、総数で7,961件の相談が寄せられた(前年比105.1%)。そのうち電話は前記のとおり、616件(7.7%)、対面は7,345件(92.3%)であった。

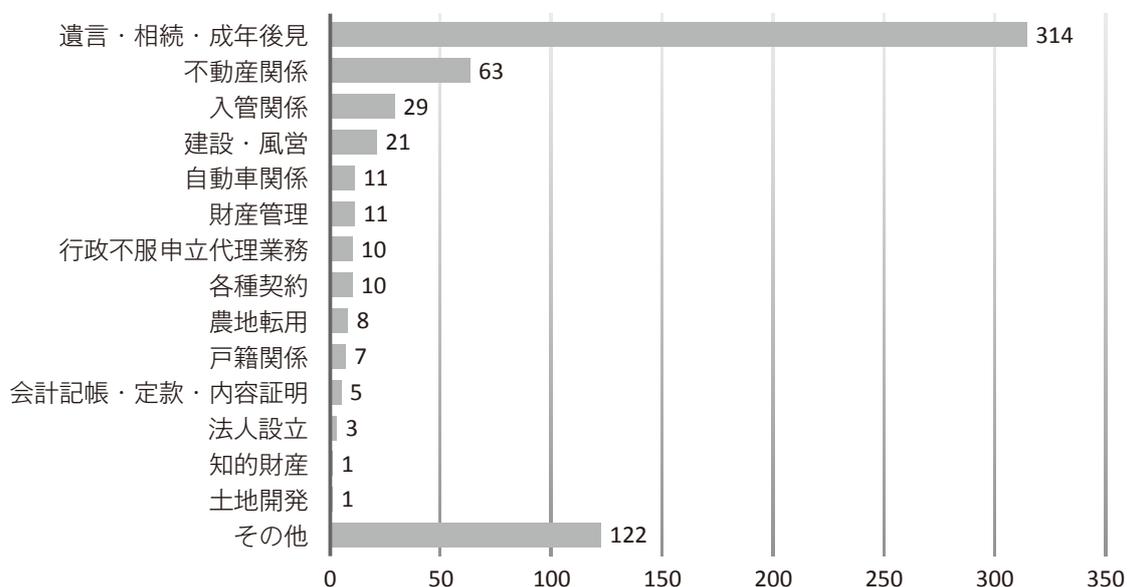
3. 広告媒体

45単位会が、自治体広報紙(誌)を含むマスコミ媒体に広告を出した。内訳は、自治体広報紙(誌)34単位会、新聞広告37単位会、テレビ広告12単位会、ラジオ広告16単位会であった。

一方、マスコミによる報道は、新聞報道19単位会、テレビ報道7単位会、ラジオ報道6単位会であった。

広告媒体の利用や配布物の作成等に要した経費について、最も少なかった単位会は0円、最も多かった単位会は5,701,300円で、全国総額は47,775,855円であり、1単位会当たりの単純平均は1,016,508円であった。

電話無料相談における項目別相談件数



令和6年度行政書士制度広報月間実施報告 総評及び今後の課題について

北海道行政書士会



- ・支部ごとに官公署や各種団体等を訪問するに当たり、要請文とポスターやパンフレット、啓発物品等を持参の上、行政書士制度のPR活動を行っているが、都市部と町村部の受入対応には違いが見られる。特に直接許認可申請の窓口ではない区役所等では、業界団体の自己宣伝は迷惑と受け取られている感触がある。その一方で、町村地域では継続したPR活動が功を奏し、詳細な説明をしなくても理解や協力をいただける印象がある。今後に向けては、訪問先の再検討や訪問時の趣旨説明にも工夫が必要だと感じる。
- ・通年で月2回、地域の新聞に行政書士のPR広告を掲載している支部からは、地域に根ざした新聞であるため幅広く行政書士をPRできていると認識しながらも、今後の課題として無料(安価)で更新することができるSNSを活用した広報方法を模索する必要があるとの意見が寄せられた。
- ・無料相談会は、支部ごとに単独実施又は他士業との合同実施、行政評価局主催の一日合同行政相談所への参加等を通して、開催地域の相談者にとってより身近な「頼れる街の法律家」としての行政書士の認知度を高める活動を続けている。その中で、今回市役所を無料相談会場として単独開催した支部から、事前周知を見聞きして来場された方以外に、相談会場が相続に関連性の深い戸籍窓口に行く途中に位置したことが幸いし、意外にも多くの方が相談に立ち寄られたこと、更に新たに地元コミュニティFM局に報道の打診をしたところ、開催が近づいたら番組内で案内すると快諾していた

だけたとの報告があった。地域の方々の潜在的な相談需要は高いと思われることから、今後に向けては、相談機会を増やすことは勿論、開催場所の選択と効果的な対外広報の工夫がより重要であることを改めて知る機会となった。また、旭川支部では「市民講座&無料相談会」を開催した。地元の落語家グループによる創作落語の上演後、当会会員が「遺言と相続について」をテーマに講演を行い、続く無料相談会では12組に対応し好評を得ることとなり、行政書士の知名度を高めることができた。

秋田県行政書士会



【良かった点】フリーペーパーや新聞広告をメインに広報活動を行ったため、チラシ作成の費用、配布の労力がカットされたこと。例年どおりの活動であったが、新入会員に積極的に対応していただけたこと。

【悪かった点】インターネット関連の広報ができなかったこと。

【今後の課題】(各支部におけるもの)

- ・相談者の年齢層が例年と変わらなかったことで、幅広い年齢層に来場してもらうための仕組み等について検討を重ねたい。
- ・インターネットなど幅広い媒体で広報活動を展開していきたい。
- ・地域の高齢化等で対面相談に来所ができない相談者のため、電話相談がスムーズにできる仕組み等を検討したい。
- ・今まで利用していた印刷会社の廃業により、次年度からの新聞折込広告に苦慮している。
- ・広報活動がマンネリ化しているため、別の方法によるPR活動を検討したい。

岩手県行政書士会



本年度は、行動自粛がない状態での広報月間となり、各支部とも従来どおりの方法での対面による無料相談会が実施された。各支部がお互いの告知方法について情報共有する場面も増えたことで、より効果的な手法を試みる支部が出てきている。岩手会としては、ホームページを活用することで広く、各支部の支援が可能になっている。当会の電話相談はビデオ会議システムとフリーダイヤルの組合せで県内各地から電話相談を受け、電話受付の中での的確に相談の内容を聞き取り、得意分野としている対応者へつなぐことは、大いに効果的に機能しているが予算的制約の中でフリーダイヤルの公示期間が限られていることで周知活動の効率もあまり良くないという点が課題である。全体として各支部の積極的な活動により、行政書士制度を多くの県民の皆様を知っていただけたと考える。官公庁や関係各所への訪問でもおおむね好意的に訪問を受け入れていただいたと考える。

青森県行政書士会



- ・月2回の発行であった自治体広報誌が月1回に減り、その結果相談会の告知が掲載されず相談者が激減した支部があった。告知方法の再検討が必要と思われる。
- ・広報の方法や効果の検証についての疑問や、広報月間が単なる年中行事になっていると感じるとの意見もみられる。
- ・10月の広報月間のみならず、日頃からの地道な活動が肝要ではないか。

福島県行政書士会



福島会では各支部と協力し、例年どおり市町村訪問を実施して、行政書士の独占業務についてのポスターなどを手渡し、非行政書士排除や行政書士の職務についてのPRを行った。役場の窓口においては市民からの相談が多様化していることから、士業の中でも多くの業域を持つ行政書士の相談会を定期的に開催することについて興味を示す市町村も複数見受けられた。また、昨年度に引き続き実施した電話相談会では、相続などを中心に多くの相談が寄せられ、行政書士の知名度が着実に高まってきていることを実感した。次年度以降もこれらの活動を継続し、より一層行政書士の職務が周知されるように努めたい。

宮城県行政書士会



- ・宮城会では全12支部において対面による無料相談会を開催した。
- ・当会広報部では広報月間無料相談会日程表ポスターを作成し、ホームページに掲載、仙台市営地下鉄の5駅の掲示板(地域情報ボード)に掲出をした。その他、地域情報誌、フリーペーパー、新聞の情報提供コーナーを活用した広報活動を行った。
- ・各支部においても新聞、各自自治体広報誌を利用した告知活動を行い、また、役場の御協力もあり相談者を増やすことができた支部もあった。
- ・相談会会場として役所から場所を提供していただ

き大変有難い。ただ、商業施設と異なり一般市民に対する広報活動とまではいかないところが引き続きの課題と感じた。

- ・一部の支部においては、地域の祭り等のイベント会場で相談会ブースを設けた。イベント来場者へチラシ、ポケットティッシュの配布を行うことで、行政書士制度をPRすることができ、多くの相談者を招くことができた。祭り等のイベントで毎年行政書士無料相談会を開催していることが、市民の皆様へ浸透してきていると感じられた。

山形県行政書士会



広報月間の初日に開催した「市民公開講座」は、第一部で「相続・遺言・終活」に関する講演であったので、参加者も多く関心の高さが感じられ、第二部の無料相談会にも、多くの相談の予約が入り対応することができた。無料相談会については、市町村の情報誌に継続して掲載していることで浸透がうかがわれ、一定の相談件数が見込まれる状況である。また、広報活動での官公署訪問では、市役所の幹部に挨拶するとともに、意見交換する機会を得て、今後につながる関係を構築した支部があり、成果が認められた。

東京都行政書士会



本年度の広報月間（10月1日～11月15日）東京会と各支部（33支部）共にほぼ通常どおりの形式で無料相談会を行った。当会としては、東京都庁内での暮

らしと事業の無料相談会を10月10日と11日の2日間開催した。ユキマサくんを積極活用し、都民のみならず都庁の方々にもアピールできた。各支部（33支部）においては合計72回街頭無料相談会を開催した。東京公証人会とも連携し協働して相談会を開催した支部もあった。相談内容は例年どおり遺言・相続が最も多く、それに関連した成年後見や空き家対策についての相談も増えてきている。遺産分割プラス成年後見、遺産分割プラス空家対策（有効な利活用対策等も含む。）のような複合的な相談ニーズがある。また、当会の広報部としてウェブサイトやSNSを活用しての情報発信を行った。課題としては、ウェブサイトやSNSでの広報がどの程度の効果が上がっているのかがよく分からないという点がある。相談会に来る方は比較的御高齢の方が多く、まだ紙媒体（新聞折り込みチラシ）からの情報取得が主となっていた。今後は的確な情報発信と分析をしながら相談会のみならず、様々な活動に取り組みたいと考える。

神奈川県行政書士会



10月11日、12日の2日間、新都市プラザ（そごう横浜店地下2階正面入口前）において「行政書士フェスタ2024」を開催した。イベントのメインである「無料相談会」の会場では、相談ブースを12席配置し、行政書士相談員だけでなく、公証人会、全日本不動産協会へ相談員を要請し、多くの方々の御相談に対応した。また、昨年度に続き、会場の一角でユキマサくん撮影会を行った。撮影会は2日目の12日に5回にわたり行ったが、いずれの時間帯でもユキマサくんは大人気であり、年齢性別問わず、多くの方々とフレームに収まっていた。撮影会に参加された方には、記念にユキマサくんオリジナルグッズをお持ち帰りいただいた。本年度で3回目となる「にゃんども頼れる!落語会」は、別会場の崎陽軒本店において開催した。桂南天氏をお招きして157席が満席となり大盛況となった。

千葉県行政書士会



- ・自治体広報紙は媒体として有効で今後も大いに活用していきたい。街頭、駅前などでの相談会では、近隣他市町村からの相談者の来場があり、近隣地域の自治体広報誌を媒体として活用することが有効だと思われる。
- ・相談会等で配布するグッズは、配布のしやすさ、受け取った人の反応などの支部からの意見を取り入れ、有効活用できるものを作成・準備していきたいと考える。

茨城県行政書士会



- ・市町村が発行する広報誌を見て相談会場に来訪される方が圧倒的に多いので、茨城会事務局から市町村に掲載依頼文を郵送するとともに、各支部の理事等が市町村の担当窓口（広報広聴課等）を訪問して掲載依頼することを強化した。それにより掲載市町村数が増加した。
- ・広報媒体として、本年度初めてバス車内ポスターを掲出した。広告効果は未知数だが次年度も継続する方向で検討したい。
- ・相談会の開催日時について、勤務後にも相談できるように平日午後4時～午後7時という枠を設けており好評を得ている。
- ・PRグッズとして配布した「クリアファイル」は人気が高く、本年度もデザインを変更して制作した。また、制作した一部は法教育を開催している

小中学校での配布に活用している。

- ・各相談会場は2、3名程度の相談員で対応しているが、相談者が集中した際に案内・誘導ができず、お待ちいただくことになってしまった結果、事務局に苦情が寄せられた。相談者の集中が予想される場合に、バックアップ要員の確保などの対応策を検討したい。

栃木県行政書士会



例年と同様の活動を計画し、全て実施することができた。無料相談会の来訪者に相談会を知ったきっかけを確認すると、自治体の広報誌によるものが最も多かったため、早めの計画と自治体広報誌への掲載申込みが盛況のポイントであることが分かった。ただ、新聞広告や駅ポスターは行政書士制度の周知につながるため、予算の配分をうまく行い併用していくことが重要だと思う。10月の後半に計画した相談会においては、突然の解散による衆議院議員選挙の影響を受けた会場もあり、特に投票日当日に開催した会場は閑散としていて、政局の状況をも計画の際には考慮すべきであることを実感した。

埼玉県行政書士会



本年度は、県内全23支部において、計29会場での無料相談会を実施した。会長を始め副会長や部長・委員長が手分けして、県庁やメディア関係など各所へカレンダーやポスターなどを配り、広報月

間における行政書士制度PR活動を行った。また、地元新聞を始め読者の多い大手新聞への広告を掲載した。各支部でも公共機関へのポスター掲示や自治体広報誌へ10月県下一斉無料相談会案内の掲載を依頼した。今回もテレビ埼玉の情報番組「マチコミ」に会長らが生出演し、こちらでも行政書士制度並びに広報月間無料相談会のPRを行った。視聴者プレゼントとして、いつものユキマサくんグッズを用意したが、「情報番組マチコミ」のX(旧Twitter)公式アカウントを見ると、ユキマサくん人気もあり視聴者から好評を得たことが閲覧回数やコメントから読み取れた。当日のパーソナリティである歌手の竹本孝之氏には、本年度の埼玉会ポスターにも御協力いただくなど、年間を通じて当会のPRに大いに貢献していただいております。テレビ放送内のみならず、同番組のX公式アカウントでも行政書士制度広報月間への期待のコメントで後押ししていただいている。無料相談会での内容は例年どおり遺言・相続が最も多く、成年後見が目立つようになった。各支部の相談員もその辺りを実感していて、この分野への専門性の更なる向上に意欲的である。次年度以降も、紙媒体に加えてメディア活用、時代に合わせたデジタルによる情報発信など様々なPR活動を行い、行政書士制度の周知に取り組んでいきたい。

群馬県行政書士会



相談件数が増えた支部もある反面、少なくなった支部もあったが、各支部で状況が異なる中、工夫しながら相談会を開催した。例としては、ショッピングモールで開催する支部、他土業と共催で開催する支部、セミナーを行う支部があった。また、昨年度、各支部の周知方法を聞き取り、検討したいという意見が多かったため、相談会開催前に広報担当者会議(意見交換会)を開催した。その会議の中で、相談員になるための独自の研修制度を設けている支部があった。ほかにも参考となった情報もあり、その会議の成果は、次年度以降に出てくるのではないかとと思われる。各支部の共通の問題点として、周知方法と相談員の育成と知識向上が挙げられていた。相談

員の育成の対応策としては、「相談業務研修会」を通じて、相談員としての聞き取り方法のポイント、心構え等を学ぶ機会を設けた。

長野県行政書士会



毎年、対面の無料相談会を実施し、多くの相談者に対応している。相談者の年代は50代から80代までと幅広く、「相続」関連の相談が多い。市町村広報誌や新聞広告を利用し、幅広く相談会を知っていただくよう工夫している。また、本年度は行政書士制度のPRのための文化講演会を開催し、182名が参加した。

山梨県行政書士会



コロナの感染状況により、電話相談で行ってきた相談会を一昨年から対面で開催し、今回も完全対面で行った。全ての支部で3年続けて対面で開催できたことを喜ばしく感じた。コロナ禍で行った電話相談会も、普段は相談会場まで足を運ばない方にとってはいい機会になっていたようであるが、対面だと意思疎通や表情を見ながら、また資料も拝見できるので、基本的には対面が良いと感じた。ただ、会場と電話を組み合わせた形やオンライン相談会という形式も検討する必要があると考える。相談会の告知方法は、市町村広報誌が媒介になっているケースが9割といっても過言ではない。広報誌はスペースの問題もあり、必ず掲載してもらえない点など、広報ツールとして安定感がない。定期的な相談会として掲載

識から相続登記義務化、相続財産国庫帰属制度について調べている方も多く、相続について行政書士への期待が高まっていると感じられた。PR活動として、日行連ポスターの掲示依頼については、快く協力して下さる官公署や企業が多かった。また公的施設やイベント会場でチラシやPRグッズの配布を積極的に行った。その他、自治体広報誌、新聞、テレビ、ラジオ、バナー広告などメディアの活用も行った。今後も行政書士制度の知名度向上に努めたい。

三重県行政書士会



三重会を始め、全ての支部が無料相談会と官公署窓口等への協力依頼（ポスター掲示、チラシ・グッズの配架等）を実施した。官公署窓口等への協力依頼では、本年度もADRセンターの紹介も兼ねて、各市町の消費者問題相談窓口にも広報月間の協力依頼を行い、ADRセンターチラシの窓口での配布・配架を依頼した。各支部の無料相談会は、公的な会場を始め、ショッピングセンターや地元の祭り会場等の一面にブースを設けて開催した。相談会の幟を目にした飛び込みの相談者が多くあり、広く市民の皆様に行行政書士をPRすることができた。相談件数は123件（昨年度126件）、相談対応者96名（昨年度107名）であった。今後の課題としては、支部間で相談件数の多寡が激しく、相談件数の少ない支部では、事前・当日の広報の方法、会場の場所などの検討が必要となる。また、例年、新聞広告により、広報月間の当会・各支部の無料相談会を、県民の皆様にお知らせしてきたが、各支部の相談票を調べてみると、相談会開催を知ったのは「自治体広報誌」「地元のミニコミ誌」「たまたま祭り会場で見掛けた」「支部が独自に手配した新聞折り込みチラシ」などの回答が多数見受けられた。こうした現状から、次年度以降の広報月間では、当会による新聞広告の活用に加えて、自治体広報誌の積極的活用（情報掲載、広告など）が課題となる。

福井県行政書士会



福井会では県下7会場での対面による無料相談と、当会事務局での電話無料相談を実施した。PR活動としては、昨年度と同様に新聞での全面広告・テレビCM・チラシの配布及びテレビ番組においてPRができるコーナーに出演し、無料相談会の案内や行政書士の仕事内容などの情報を発信した。また、各市町が発行する自治体広報誌への掲載を依頼し、多くの人への周知を図った。この無料相談会を何で知ったかの相談者へのアンケートでは、「新聞」「自治体広報誌」「たまたま会場に来た」「知人の紹介」の順となった。

石川県行政書士会



令和6年能登半島地震の影響が色濃く残る中で迎えた広報月間であったが、被災地の輪島市で対面相談会を開催できたことは大変良かった。また県内全体の対面相談数が昨年度を上回った点も良かったと考えている（昨年度176件、本年度178件）。その一方で、電話相談は昨年度より大幅に減少した（昨年度40件、本年度18件）。また、想定よりも震災関連の相談が少なかった。もっとも、これらの点については、震災発生に伴い電話相談窓口が多数開設されているためだと考えており、次年度以降も見越して例年どおりの体制で電話相談を実施した判断は間違っていなかったと考えている。なお、輪島市内の相談会については、輪島支部の会員も被災者であること

配慮して2月から10月に変更した。その効果か、来場者数は昨年度より増加した。相談内容については引き続き、相続・遺言関係が多く寄せられた。相談件数については、各支部も含めると大きく伸びてはいないものの、広報月間に行われる広告PRを含めた無料相談会の開催は、制度広報として一定の効果があると考えられる。広報月間におけるPR活動については、配布物の地理的配分の見直しやスケジュールの確認を前倒して行ったことで、効率化と円滑な対応を実現できた。課題や意見として、支部によっては無料相談会情報を周知する方法が限られているので地域によって差が出ないような広報の方法や相談件数の増加を目指し、他土業が行っているような目的をピンポイントに絞った相談会(例えば「遺言・相続相談会」)を実施することについて検討を要請する声が挙げられた。

奈良県行政書士会



【良かった点】 ポケットティッシュ、チラシをたくさん受け取っていただいた。相続・成年後見等について相談された方や行政書士に興味を持ってくださった方もおり、行政書士制度の広報活動として有意義であった。

【悪かった点】 イベントを周知するのが遅かったことと、衆議院選挙1週間前であったため、そちらの応援にも動員が必要になり、広報部員以外の参加が少なかった。

【今後の課題】 次年度の広報月間のPR活動を行うに当たっては、相談員や参加者の確保、早めの周知を心掛ける必要があると感じた。

和歌山県行政書士会



本年度も例年同様、県下8支部において広報月間に各官公署(県庁、市町村役場、警察署、保健所等)を訪問し、各担当者とお会いして行政書士制度のPRを行うとともに、非行政書士排除の要請も行った。今回は、新型コロナ対策を解除したが、一部コロナ感染を防ぐための必要最小限の人数での訪問を継続した。直接担当者の方々とお会いして意見交換、情報交換をすることが官公署との良好な関係構築につながると考えており、今後も引き続き積極的な広報活動に努める。なお、和歌山会主催の無料相談会をイズミヤ和歌山店にて開催したところ、相談件数は7件となった。従来と異なり、「県民の友」の広告の掲載を取りやめ、ホームページに無料相談会広告を掲載する手段を採ったところ、相談件数はやはり減少した。ただ、ラジオのCM又はラジオ出演を聞いて相談に来たという相談者がおり、今後の広報月間のPRを考えるのに参考になるものと思われる。

兵庫県行政書士会



県下県民センター及び市町村を訪問することで、地域全体でくまなくPRできたものと考えられる。例年開催している県下各地域(支部ごと)の無料相談会はお

広島県行政書士会



今回実施した無料相談会では、延べ20か所で合計362件の相談を受け付けた。紙屋町シャレオ会場では、本年度から新たにLGBTQの相談を受け付けることにした。結果としてNHKの取材もあり、メディア露出が実現したことは良かった。一方で、相談件数が0件だった会場もあり、全体的な相談者数は昨年度を下回った。衆議院議員選挙の影響も少なからずあったのではないかとと思われる。また、市の広報誌にも掲載依頼はしたものの掲載にならなかった。

山口県行政書士会



例年同様、2日間の電話無料相談会、県下7支部での対面無料相談会を実施した。全体的に遺言・相続・成年後見に関する相談が多く、全相談の75%以上を占めている。不動産に関する相談も多く、身近な問題として感じている方が多い印象であった。このような相談に行政書士を活用していただいていることから、行政書士が身近な法律家として県民の皆様浸透してきている実感があり、嬉しく思うとともに、今後も皆様の御期待に添えるよう研鑽を重ねていきたい。

香川県行政書士会



「法の日」の合同無料相談会は3士業、(高松にあっては4士業)となるため、例年のことであるが、行政書士の独自性が担保されない。新聞への広告も合同無料相談会となるため、別途、地元の新聞(四国新聞)へ行政書士会単独で開催のお知らせを掲載していただいている。令和6年4月から相続登記が義務化されたことにより、相続関係の相談が発生しても登記絡みとなり、司法書士へ相談が行くことが殆どである。このため、司法書士との合同での相談又は登記まで相談に当たり、その後の登記を司法書士に引き継いだ。また、受付を各士業合同で行うなど工夫し、対策を行った。なお、今回は行政書士会が合同無料相談会の担当会となり、お世話をさせていただいたが、会場の選択などいろいろと気を遣う面が多かった。しかし今後に向けての良い経験であり、良い機会ともなった。官公庁への巡回訪問については事前にアポイントを取るなどして訪問先との連絡を密にし、効果的な訪問となるよう注力した。

徳島県行政書士会



電話相談件数、面談による相談件数ともに、ほぼ例年どおりの件数の相談があった。また、相続に関する相談が大半であることも例年どおりだった。本年度は、特に相続登記の義務化にともなう相続の相談が多かったと思われる。義務化がかなり浸透してきているようなので、遺産整理を含め、相続の相談窓口として行政書士に相談できることを今後、アピー

ルしていく必要があると感じた。

高知県行政書士会



本年度の広報月間においては、主に無料相談会と関係機関への挨拶回りを行った。無料相談会に関しては、県内各支部において開催した。商業施設や自治体が主催する健康や福祉等のイベントへ参加し、会場に相談ブースを設置させていただき、相談員の積極的な呼び掛けなどにより、多くの方から相談をいただいた。商業施設や自治体との連携などは良かったが、高知会全体としては、告知がホームページのみとなってしまったこともあり、相談件数が低調に終わった会場もあった。次回は開催の周知に関して工夫をする必要がある。関係機関への挨拶回りは、県や市町村の関係各課、地域の窓口センター、県警本部、各警察署など日頃行政書士がお世話になっている場所にはおおむね回ることができた。関係機関によっては様々な情報交換や意見交換ができた所もあり有意義であった。



愛媛県行政書士会



本年度は新聞広告をカラーで2回掲載することとし、それなりの増加効果があったので次年度以降も継続したい。また、各支部で積極的なPR活動を独自に行い、全体として、昨年度より件数は大きく増加した。

福岡県行政書士会



例年どおり、10月1日の電話無料相談、各支部単位での無料相談会開催のほか、県内の国、県、市町村、公的団体の機関への積極的な訪問により、行政書士業務のアピールやポスター掲示などをお願いした。相談会については、昨年度より相談件数はやや増えたが、その内容は地域社会の高齢化の影響によるものか、大多数が遺言・相続・成年後見に関するものであった。次年度は自治体への働きかけを更に強化するとともに、地域住民に行政書士の業務の認知度を高め、行政書士の活用につながるよう広報活動を進めたい。

佐賀県行政書士会



例年のことであるが、各支部単位で地域に密着した相談会実施及び官公署等への挨拶回りができたのは良かった。特に期間内に複数回、複数会場での無料相談会を実施した支部もあり、大きく貢献していただいた。会員各位が時間がない中でも精力的に動いてくれたおかげである。佐賀県行政書士会館では無料電話相談会を実施したが、地元で高い購読率を誇る「佐賀新聞」に告知を掲載していただき、県民の皆様にも広くお知らせできた。また、ホームページやFacebookなど、インターネットを活用した告知も行った。今後の課題としては、「遺言相続等」に相談内容が偏っているのを、行政書士の強みをより発揮できるように、他の分野についての相談も広くお受けできるように、広報活動に力を入れていきたい。今回は有償の広告掲載等は実施しなかったが、今後は効果を見極めながら有償での広告出稿についても検討したい。さらに、地元テレビへの出演等についても可能であれば検討したい。

長崎県行政書士会



- ・昨年度の行政書士記念日において、遺言書の保管・土地の国庫帰属制度につき、法務局長を講師

に招き、一般の方も参加可能という形で研修会を行ったことも今回の広報月間における相談に結び付いたかと考える。

- ・コロナ禍による自粛期間を除き、毎年無料相談会を開催しているが、例年どおりの相談件数であった。近年はラジオに出演させていただき行政書士の業務及び無料相談会についてPRするなど、活動の周知方法を増やしている。今後も広報活動に注力することで相談件数を増やし、地域に貢献していきたい。

熊本県行政書士会



例年、新聞の5段広告で広報月間活動の日程等を告知しているが、本年度は広告面1面(15段)を使用し、上段は広報月間の日程を告知し、下段は掲載する会員を募集し名刺広告を行った。通常相談会に来る方は、新聞広告や各支部で掲載の依頼をしている市町村の広報誌を見た方が大半なので、今回新聞1面を使用しての広告の効果を期待したが、相談者の数は支部相談会も含め昨年度を下回る結果となり、改めて広報の難しさを実感した。ただ、電話での問合せは昨年度より多かったように思われ、また、広報月間が過ぎた後にも次はいつ相談会があるのかという問合せもあり、一定の効果はあったと感じた。相談会自体は、相談者が少ない傾向にあったため、一組一組時間を掛けて丁寧なアドバイスを行うことができたのは良かった点ではないかと思う。

大分県行政書士会



本年度は、以下のような新たな取組が実施された。
 ①別府支部の市政100周年記念イベントとして大相談会が開催され、大勢の相談者が訪れた。②県会公式フェイスブックページを立ち上げ、広報月間及び無料相談会の告知を行った。また、フェイスブック広告にも出稿して、オンラインでの情報発信に努めた。③広告媒体ごとの宣伝効果を測定するため、無料相談会の来場者がどの媒体を見て来場したか集計を行い、媒体ごとの宣伝効果を数値化し、今後の広報戦略の参考とした。全体を振り返ってみても、相談者の数が昨年度より1.5倍の増加、ケーブルテレビでの露出も昨年度より2か所追加されるなど、中々の良い結果だったと捉えている。今後の課題としては、最も宣伝効果の高かった市報の露出機会を増やすこと、SNSなどオンラインでの情報発信をどのように仕組み化し継続していくか等の検討が必要だと考えている。

宮崎県行政書士会



主な広報活動として、無料相談会の実施と官公署訪問を行った。無料相談会は、県下6会場に対面により開催したほか、3支部合同での電話による対応も行った。広報活動としては、県の後援名義使用を申請し広報用チラシを作成、ホームページで相談会日程等を案内したほか、テレビ局3社、新聞社4社に

趣旨書とチラシを配布した。各支部でも市町村ホームページのバナー広告、市広報誌への記事掲載、ラジオ番組出演、新聞折り込みチラシの投函、町内放送や地域の回覧板を活用する等告知を行った。また、広報用ティッシュを作成し会場で配布しPRを行った。最も問合せのあった新聞記事掲載のほか、回覧板や新聞折り込み広告の宣伝効果も高いと思われる。相談内容としては、相続・遺言が最も多く、相続登記の義務化に伴う市民の関心の高さを感じた。また、官公署訪問については、関係各所を訪問し、行政書士制度や業務に関するPR、意見交換等を行った。

鹿児島県行政書士会

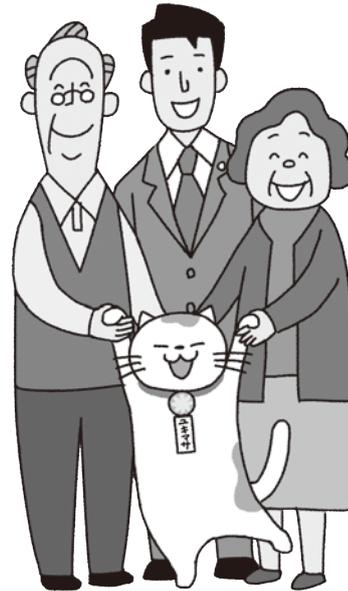


本年度の広報月間では、鹿児島会として「電話無料相談」及び「対面無料相談会」、また「市民向けセミナー・相談会」を初めて企画し、計画のとおり行うことができた。県下10の支部がそれぞれ無料相談会を実施することもできた。広報に関しては、鹿児島市の「広報誌 市民のひろば」と「野外広告」、また地元紙の南日本新聞に電話無料相談と鹿児島山形屋社交室での対面による無料相談会の案内広告、支部の相談会の告知を同紙、みなみのカレンダーで行ったほか、当会のホームページやSNSなどでも広報を行った。相談者数は、支部主催のものも含め例年より多くの相談が寄せられた。広報月間中の相談内容としては、相続・遺言の相談が突出して多かった。今後、相談・遺言だけでなく、行政書士の幅広い業務に関する県民への周知を継続して行う必要がある。

沖縄県行政書士会



今回の無料相談会では沖縄県内（離島含めて）10か所での開催をすることができた。各支部の地域で相談会の広報もしっかりできたことから、開催時間と同時に多くの相談者が来場された。特に悪い点もなく段取り良く開催できたものとする。



届出済証明書の有効期限を御確認ください！

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き、申請取次業務を行うためには、有効期間の満了前に更新の手続きが必要となります。更新につきましては、新たな届出済証明書が発行されるまでの日数を踏まえ、お持ちの届出済証明書の有効期間満了の4か月前から2か月前までに更新手続の準備を進めていただきますようお願いいたします（各単位会によって提出書類の受付時期が異なりますので、更新の申出期限については、事前に所属単位会に御確認ください）。

更新の手続には、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会を1回以上受講していただくことが必要です。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度、申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

※届出済証明書の有効期間が3年未満の方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年間の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用することができる取扱いとしています。

監察関係

令和6年度「行政書士制度広報月間」 監察活動報告書 集計結果

<法規監察部>

令和6年度行政書士制度広報月間中に各単位会が実施した監察活動の結果についてまとめましたので、以下に概要を御報告いたします。

なお、この結果は47単位会から御報告をいただいたデータを基に集計したものです。

1. 実施単位会

47単位会で実施。

2. 実施日時

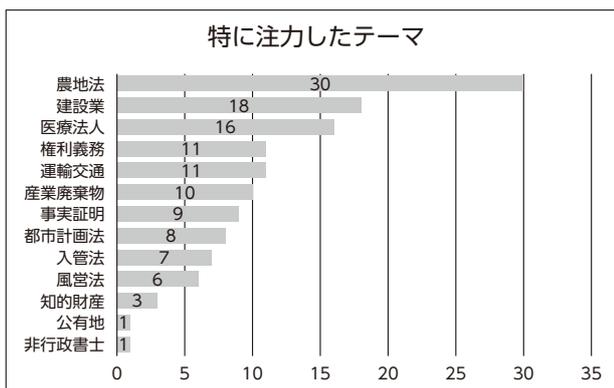
広報月間の実施に当たり、日行連の実施要綱では9月1日から同月30日までを準備期間、10月1日から同月31日までを実施期間とした。

実施要綱に合わせ準備を行った単位会は33単位会、期間を延長ないし、ずらして実施した単位会は4単位会であった（期間の定めがない単位会は10単位会）。

実施要綱に合わせて実施した単位会は31単位会、期間を延長ないし、ずらして実施した単位会は5単位会であった（期間を限定せず通年で活動している単位会は11単位会）。

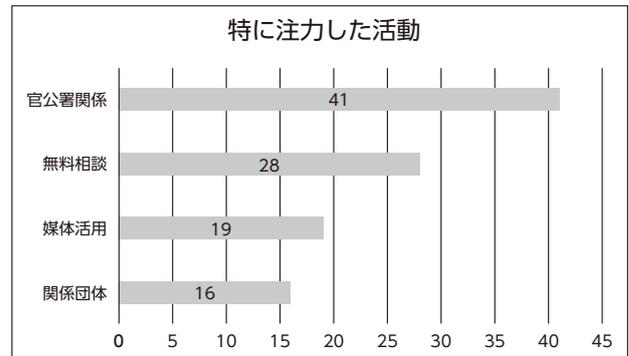
3. 単位会として特に注力したテーマ・活動

特に注力したテーマを農地法関係とした単位会は30単位会で最も多く、次いで建設業関係が18単位会、本年度重点項目とした医療法人関係が16単位会、権利義務関係及び運輸交通関係が各11単位会、産業廃棄物関係が10単位会、事実証明関係が9単位会、都市計画法関係が8単位会、入管法関係が7単位会、風営法関係が6単位会、知的財産関係が3単位会、公有地関係が1単位会、非行政書士関係が1単位会であった。



実証明関係が9単位会、都市計画法関係が8単位会、入管法関係が7単位会、風営法関係が6単位会、知的財産関係が3単位会、公有地関係及び非行政書士関係が各1単位会であった（複数回答含む）。

また、特に注力した活動として、官公署への活動とした単位会が41単位会、無料相談とした単位会が28単位会、媒体活用とした単位会が19単位会、関係団体への活動とした単位会が16単位会であった（複数回答含む）。



4. 期間中の具体的監察活動

行政書士制度広報月間中における具体的な監察活動は、次のとおり。

■摘発・排除活動

注意12件（5単位会）、勧告14件（1単位会）、警告7件（3単位会）、告訴0件、告発0件、その他12件（8単位会）。

■官公署に対する申入れ

官公署に対する申入れの総件数は661件あり、その内訳は、広報月間実施の援助協力（文書発出等）257件、非行政書士の実態調査（申請書類

の閲覧等) 42 件、窓口規制表示板 (設置・継続等) 222 件、窓口における会員名簿 (交付・差替等) 103 件、その他 37 件であった。

各申入れ先の主な内訳は、次のとおり (上位 5 項目まで、複数回答含む)。

◇文書の発出等による広報月間実施の援助協力では、都道府県庁が 37 単位会、市町村が 33 単位会、警察署・農業委員会が各 29 単位会、陸運局 (支局) が 27 単位会、保健所が 26 単位会。

◇申請書類の閲覧等による非行政書士の実態調査では、農業委員会が 12 単位会、市町村が 10 単位会、都道府県庁が 6 単位会、保健所が 4 単位会、警察署・土木事務所が各 3 単位会。

◇窓口規制表示板の設置・継続等では、市町村が 37 単位会、農業委員会が 35 単位会、警察署が 30 単位会、都道府県庁が 29 単位会、土木事務所が 23 単位会。

◇窓口における会員名簿の交付・差替等では、市長村が 20 単位会、農業委員会が 19 単位会、警察署が 16 単位会、都道府県庁が 13 単位会、保健所が 11 単位会。

◇その他の申入れでは、市町村が 8 単位会、保健所・農業委員会が各 6 単位会、都道府県庁・土木事務所が各 4 単位会。

なお、官公署に対する申入れにおける活動成果では、「成果は大きかった」が 7 単位会、「成果は少しあった」が 25 単位会、「その他」が 7 単位会であった。

■各種団体に対する申入れ

各種団体に対する申入れの総件数は 163 件あり、その内訳は、広報月間実施の援助協力 (文書発出等) 113 件、非行政書士の実態調査 (申請書類の閲覧等) 10 件、窓口規制表示板 (設置・継続

等) 10 件、窓口における会員名簿 (交付・差替等) 21 件、その他 9 件であった。各申入れ先の主な内訳は、次のとおり (上位 3 項目まで、複数回答含む)。

◇文書の発出等による広報月間実施の援助協力では、商工会等が 21 単位会、建設業協会等が 14 単位会、自動車販売店協会等が 12 単位会。

◇申請書類の閲覧等による非行政書士の実態調査では、商工会等が 3 単位会、自動車販売店協会等・建設業協会等・宅建協会等・税理士会・司法書士会・調査士会・社労士会が各 1 単位会。

◇窓口規制表示板の設置・継続等では、商工会等が 4 単位会、建設業協会等が 2 単位会、自動車販売店協会等が 1 単位会。

◇窓口における会員名簿の交付・差替等では、商工会等が 6 単位会、建設業協会等が 3 単位会、自動車販売店協会等・司法書士会が各 2 単位会。

◇その他の申入れでは、自動車販売店協会等・商工会等が各 2 単位会。

なお、各種団体に対する申入れにおける活動成果では、「成果は大きかった」が 4 単位会、「成果は少しあった」が 19 単位会、「成果はなかった」が 15 単位会、「その他」が 9 単位会であった。

5. 医療法人関係業務に係る監察的広報に関する調査

(1) 活動の有無について

本年度の広報月間においては、医療法人関係業務に関する調査の実施を推奨した。これに基づき、都道府県に対する調査を実施した単位会は 10 単位会であった。

なお、本年度の広報月間において、農地法に

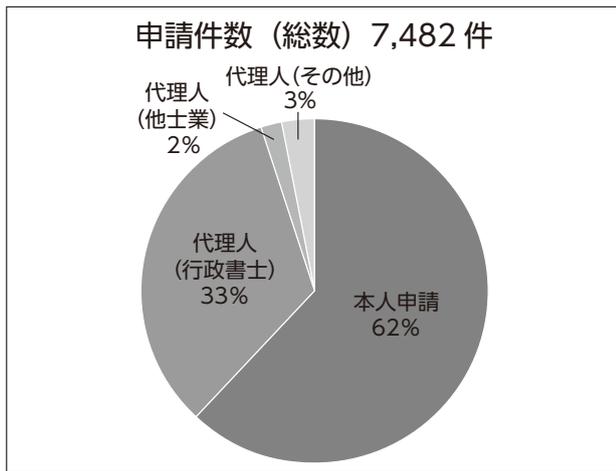
係る許認可申請業務に関する調査を実施したのは7単位会、建設業法・都市計画法に係る許認可申請業務に関する調査を実施したのは各1単位会、その他の業務に関する調査を実施したのは1単位会であった（複数回答含む）。

(2) 結果

調査を実施した10単位会のうち、7単位会が都道府県からの回答を得た。集計結果は、次のとおり。

- 申請件数（総数）……………7,482 件
- 本人申請……………4,613 件
- 代理人（行政書士）申請……………2,464 件
- 代理人（他士業）申請……………155 件
- 代理人（その他）申請……………250 件

※具体的に各申請件数の回答があったもののみを集計。
※詳細不明のものを含む。



(3) 分析

本調査は、医療法人関係業務について、各地の実情に応じた調査の実施方を推奨したものである。各単位会の実情に応じて対応を依頼しているため、数字上の評価は難しいところであるが、申請件数（総数）に対し、本人申請に次いで、行政書士の関与の割合が高い結果となった。行政書士以外の代理人申請について、医療法人関係業務の中には、毎年度の財務に関する報告業務があり、会計や申告を担当する税理士や公認会計士、会計事務所が関与している可能性がある。税理士及び公認会計士に対しては、積極的に会員登録を推奨するとともに、その他の

代理人に対しては、警告等の措置を行うなど適切に対応し、各地において行政書士業務としての周知を推進していただきたい。

6. 具体的な対策及び結果

御回答くださった9単位会のうち、他会の参考となるような効果的な取組内容や事例については次のとおり。県内の農業委員会事務局に対し農地法関係業務が行政書士業務であるとする根拠を送付したり、市町村の農業委員会窓口付近で許可申請書を持参する方に対し本人申請か代理申請かを確認し、代理申請の場合はどのような代理権限に基づいているのかを聞き取った上で行政書士法遵守に係る注意喚起を行ったりするなど、農業委員会に関する事例が報告された。その他、県と共同して非行政書士排除のチラシを作成し許可や届出の副本返却時に同封したり、年間を通して行政窓口を訪問したりするなど、広報月間の期間中に限らない活動も報告された。以上を参考にし、他会においても今後の事業活動を検討されたい。

7. 今後の課題

各単位会から寄せられた報告書における課題を俯瞰すると、「調査・排除の方法論」（窓口での調査方法や違反者への具体的対応方法など）が最も多く、次いで、「行政窓口の理解」（行政窓口との協力体制の構築や行政書士制度への理解など）、「会員の理解・人員の問題」と続いている。以上の点が、今後対応すべき主な課題ということになる。

「調査・排除の方法論」を課題として挙げた単位会が最多となり、医療法人関係業務については関係書類の申請が本人申請で提出されることが多く、代理申請を行っている実態があっても代理人名等が確認できないため、非行政書士行為か否かの判断がつかず、対応に苦慮しているとの回答があった。一方で、行政窓口との連携が取れておらず、調査による実態の把握に至らなかったとの回答や調査協力等を得る上で継続した活動の必要性を感じるとの回答が複数の単

位会で見受けられた。

次に多かった「行政窓口の理解」においては、行政窓口側で本人確認の徹底や申請者に対し書類作成を行政書士に依頼するよう指導しているなど、継続した活動により一定の効果が得られたという報告がある一方で、他士業等から申請内容に関する問合せが来ているにもかかわらず行政書士法遵守に関する注意喚起を行っていないなど、行政窓口の認識や行政書士法への理解が乏しいことが非行政書士行為につながっていると感じる旨の回答もあった。また、行政書士証票が身分証明書として取り扱われない窓口があることが課題であるとの意見もあった。その他、専門性の高い業務の場合、非行政書士を排除しても当該業務の担い手の育成ができていないという問題や、行政窓口に対し非行政書士排除に係る対応をお願いする際の根拠の提示が困難であることが課題として挙げられた。

課題	件数
調査・排除の方法論	18
行政窓口以外の者への周知	1
行政窓口の理解	6
情報開示の問題	3
コロナ禍における活動	0
会員の理解・人員の問題	4
他団体との関係	3
その他	1

(複数回答含む)

8. 総 評

本年度は、おおむね次の三点を総評としたい。

第一に、監察活動に対する取組姿勢について、昨年の調査結果と比較し、広報月間の期間のみの取組では不十分であるとの意見が多く見られたが、監察活動の実施期間に関する調査では昨年と大きな変化が見られないことから、意識的な変化はあるものの実際の活動には反映されていない実態が見受けられる。その理由としては、各単位会の諸事情によるところが大きいと考えられるが、行政書士会全体として日頃の監察活動の重要性を認識し、各地の効果的な事例を共有するなど、各単位会の活動を後押しする取組

を推進していかなければならないと考えている。

第二に、行政機関等への協力要請について、今後の課題の中で行政窓口を始めとする関係機関への働きかけが不十分であるとの回答が複数見受けられた。本年度、新たに医療法人関係業務を重点項目としたところ、関係する行政機関等の窓口がこれまでの活動対象となっていなかった単位会もあり、これを契機に活動範囲の見直しについても各単位会で御検討いただければ幸いである。行政書士への理解が乏しい行政窓口に対しては、定期的に訪問するなど地道な活動が協力関係の構築につながるなどの報告も寄せられていたため、他会の活動を参考にしつつ、それぞれの関係性に適した最良の手法を模索していただきたい。

第三に、今後の広報監察活動に関する課題として、デジタル化の影響が挙げられる。デジタル化の進展に当たっては、申請履歴等により非行政書士行為の証拠が集めやすくなるなどの利点がある反面、なりすましの増加や非行政書士が多様な手法で法の抜け穴を探すことによる事案の複雑化が懸念される。また、これまで以上に非行政書士行為が潜在化するおそれもあり、都度、新たな対策を検討する必要性が生じると思われる。既に監察手法を確立している単位会を含め、変化する監察事案に対応できるよう活動内容にも改善が求められるところ、各単位会の予算の都合や人的資源も限られるため、今後はより一層、行政機関との関係を強化し連携して対応する必要があるのではないかと考える。引き続き、日行連としても単位会の活動に資するよう実効性のある施策を検討、実施していきたい。

「建設業法と建設業許可 第3版—行政書士による実務と解説」の発刊について

＜許認可業務部 建設・環境部門＞

この度、許認可業務部 建設・環境部門において、書籍「建設業法と建設業許可 第3版—行政書士による実務と解説」を令和7年1月31日に発刊いたしましたので、お知らせいたします。

本書は、令和3年3月に刊行し好評を博した第2版を、その後の建設業法改正を受けて大幅に改訂したものです。主に令和6年度に大きく改正された建設業法への対応を柱としつつ、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）や建設キャリアアップシステム（CCUS）についての解説はもちろん、注目すべき判例や、国土交通省が開設している建設業フォローアップ相談ダイヤルの事例等をふんだんに掲載して昨今の建設業界を取り巻く話題を取り上げたほか、建設業手続に関わる行政書士としてあるべき姿を問いかけるコラムなど、盛り沢山の充実した内容となっています。

建設業関連手続に携わる会員の皆様におかれましては、是非お手に取っていただき、日頃の業務の道標として御活用いただければ幸いです。

【目次】

- 第1章 建設業許可制度
- 特別編 建設業許可業者が作成する財務諸表の意義
- 第2章 経營業務管理責任体制
- 第3章 営業所技術者（営業所専任技術者）
- 第4章 承継認可制度
- 第5章 技術者制度と施工技術の確保
- 特別編 出向社員の特例整理
- 特別編 建設キャリアアップシステム（CCUS）の動き
- 第6章 請負契約

【編者】日本行政書士会連合会

【発行所】株式会社日本評論社

【定価】3,520円（税込）

※全行団ショップでは3,468円（税込・送料込）でお求めいただけます。

全行団ショップ（<https://shop.zengyodan.co.jp/products/detail/1468>）



ここまで理解できていれば、もう怖いものなしだニャ！



重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください (例：令和6年11月1日に登録⇒令和7年2月28日まで)。

【参考】次回期限 (2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例：令和6年11月1日に修了した場合⇒令和12年3月31日)

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ (<https://www.gyosei.or.jp/>) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード (初回ログイン時には申込みが必要。) を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講 (3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける (詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<< 一般倫理研修マニュアル >>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

はじめて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
 日本行政書士会連合会ホームページ (お知らせ)
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



注意

令和7年4月1日以降、現在配信されている一般倫理研修は視聴できなくなります。

令和7年4月1日に一般倫理研修のリニューアルを行う予定です。それに伴い、現在配信している一般倫理研修（以下「一般倫理研修（令和5年収録）」という。）は配信を停止いたします。そのため、令和7年4月1日以降は、一般倫理研修（令和5年収録）が受講途中であっても、それ以降の受講ができなくなります。現在、受講途中の方につきましては、令和7年3月31日までに受講を完了させ、修了証発行ボタンを押し、研修を修了されますようお願いいたします。

なお、一般倫理研修（令和5年収録）の修了証については、令和7年4月1日以降も学習履歴から出力することができます。

【修了証の表示方法】

①中央研修所研修サイトにログイン後、「講座一覧」をクリックしてください。

②講座一覧の中の「修了証表示」ボタンを押下してください。
※一般倫理研修を修了していない場合、「修了証表示」ボタンは表示されません。

登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に所属の行政書士会に御連絡いただき、所属の行政書士会の案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、所属の行政書士会に手続日程等を御確認の上、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、所属の行政書士会において翌月分の会費が発生する場合がありますので十分に御留意ください。

令和7年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の3第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士
（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉令和7年8月1日（金）～9月15日（月・祝）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 〔約1時間×18コマ〕
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考査

令和7年10月19日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政書士のための行政法」「行政書士のための要件事実の基礎」（いずれも日本評論社刊）を含む）の内容の理解を問う出題となります。

なお、令和7年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和7年4月1日（火）09：00～

令和7年6月20日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジットカード決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、次々ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御確認ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

講義中止の場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」へ掲載するか、若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、申込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を発送いたします（令和7年7月18日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政書士のための行政法【第2版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、送付しませんので予め御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」に則りビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位会、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を行ってください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の座席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。
- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中旬（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問合せには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等必要な範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

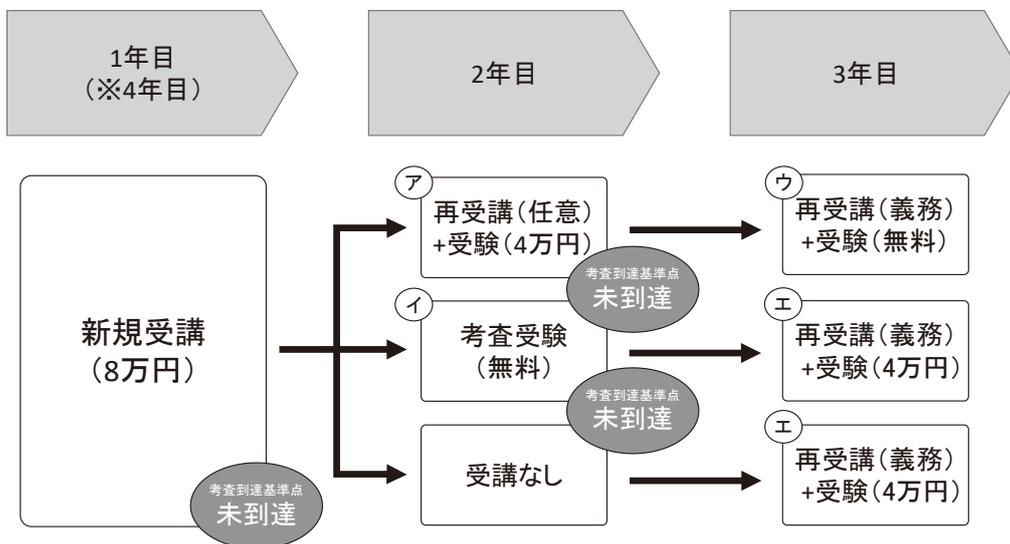
- (1) お申込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

お問合せ・御連絡先

- 本研修のお申込み手続に係る御照会
 (株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 03-6450-1622
- 本研修の内容に係る御照会
 日行連事務局研修課 03-6435-7330

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申込みが必要となりますので御留意ください。



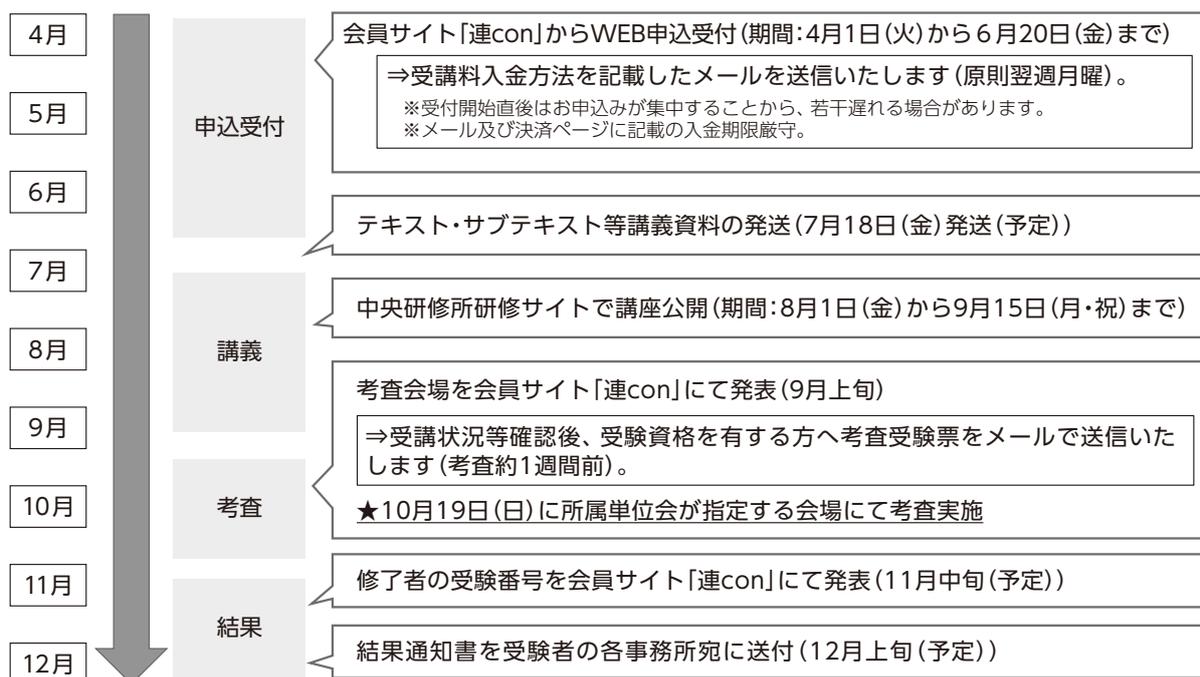
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考査の受験要件を満たしていると判定された方が対象です。

※2・3年目にお申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉑～㉓のいずれかを選択してください。

※2年目の㉑については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を修了したものとし、考査を受験することができます。

〈特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和7年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申込みをしてください。

4 受講料の支払

申込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください(入金後、支払完了メールが届きます。)

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM (ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



令和7年度(令和7年6月～令和8年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	6月17日(火) ～6月27日(金)	4月中旬	5月8日(木) ～5月14日(水)	7月17日(木)	-
実務研修会 (更新)	7月15日(火) ～7月25日(金)	5月中旬	6月3日(火) ～6月9日(月)	8月7日(木)	8月19日(火)
事務研修会 (新規)	9月5日(金) ～9月16日(火)	6月下旬	7月18日(金) ～7月25日(金)	10月6日(月)	-
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会: 入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会: 地方出入国在留管理局から届出済証明書を受け付けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】 既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会: 30,000円 実務研修会: 15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会: 課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会: 課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

令和6年度行政書士試験／都道府県別 試験結果一覧

令和6年度行政書士試験結果について、令和7年1月29日(水)に以下のとおり発表されました。

なお、詳細は(一財)行政書士試験研究センターホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp/>)を御覧ください。

(単位：人)

都道府県	受験 申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)
北海道	1,798	1,412	182	12.89%
青森県	318	259	26	10.04%
岩手県	361	297	32	10.77%
宮城県	1,065	831	94	11.31%
秋田県	248	200	18	9.00%
山形県	277	224	33	14.73%
福島県	539	435	35	8.05%
茨城県	793	647	69	10.66%
栃木県	715	583	73	12.52%
群馬県	878	692	69	9.97%
埼玉県	2,257	1,782	223	12.51%
千葉県	2,561	2,024	260	12.85%
東京都	16,293	12,779	1,915	14.99%
神奈川県	2,594	2,017	263	13.04%
新潟県	662	538	79	14.68%
富山県	400	323	32	9.91%
石川県	429	342	38	11.11%
福井県	242	193	23	11.92%
山梨県	262	214	21	9.81%
長野県	726	575	64	11.13%
岐阜県	656	533	55	10.32%
静岡県	1,402	1,151	130	11.29%
愛知県	3,906	3,166	412	13.01%
三重県	579	476	68	14.29%

都道府県	受験 申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)
滋賀県	517	415	43	10.36%
京都府	1,363	1,094	122	11.15%
大阪府	4,985	4,030	557	13.82%
兵庫県	2,408	1,964	270	13.75%
奈良県	769	647	65	10.05%
和歌山県	333	285	36	12.63%
鳥取県	165	132	17	12.88%
島根県	257	203	19	9.36%
岡山県	760	611	68	11.13%
広島県	1,104	912	122	13.38%
山口県	350	273	33	12.09%
徳島県	252	209	20	9.57%
香川県	434	345	38	11.01%
愛媛県	480	391	46	11.76%
高知県	184	145	24	16.55%
福岡県	2,279	1,813	209	11.53%
佐賀県	346	276	30	10.87%
長崎県	327	277	26	9.39%
熊本県	636	525	53	10.10%
大分県	366	303	32	10.56%
宮崎県	314	255	22	8.63%
鹿児島県	511	411	42	10.22%
沖縄県	731	576	57	9.90%
計	59,832	47,785	6,165	12.90%

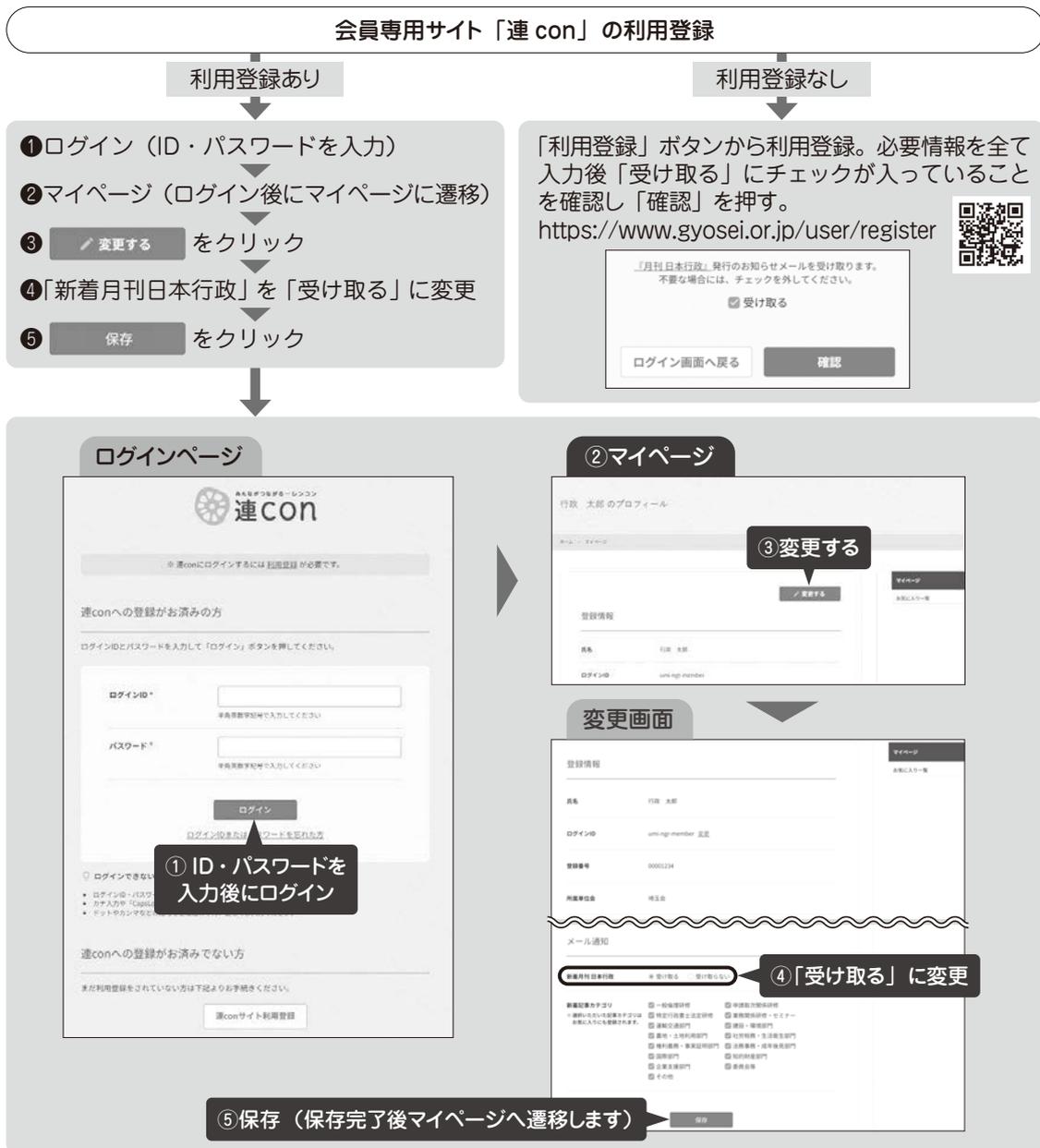
重要なお知らせ

「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に係るお知らせ

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されてメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※電子版の会報発行をお知らせするメール配信機能の利用によって、紙版の受取停止を希望する場合は所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

愛知県

行政書士会

災害復興支援員養成講座を豊橋市にて開催



令和7年1月17日、愛知会新事業推進本部では、災害復興支援員養成講座をDVD研修の形で豊橋市にて行いました。線状降水帯の発達により発生した「令和5年6月東三河豪雨災害」では、豊橋市及び近隣市町において、中小河川が氾濫し多くの家屋が浸水する被害を受けました。当時、実際に罹災証明を作成した会員による経験が語られ、豊橋地区のみならず県内各地の会員が受講しました。

豊橋市は、渥美半島の最東部に位置し、県内でも浜名湖に近い位置にあります。輸送機械工場が多く集積し、港湾整備も発達した工業都市であり、国道1号線と東海道新幹線が市内を横断する交通の要衝である一方で、遠州灘を臨む海岸線は釣り人やサーファーで賑わっており、自然に恵まれた街でもあります。

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震では、その街に地震発生からわずか10分以内で最大19mの津波が襲い掛かると想定されています。県内でも最も遠洋に近い渥美半島では、想定震度7の揺れから立ち上がる間もなく、津波に備えなくてはなりません。

当会では、いつどこで起きるか分からない災害時にこそ、街の法律家である行政書士が、機動的に活動できるよう、連続講座として災害復興支援員養成講座を行い、県内の各所に認定支援員を配置する取組を始めています。



大阪府

行政書士会

行政書士記念日事業として、 自転車と手回し発電機による発電を体験



大阪会は、「行政書士と考えるSDGs & 無料相談会」を2月1日から3日間にわたり開催しました。この事業は、今年で3回目になります。行政書士の認知度向上のみならず、広く社会貢献を行うことを目的として、一昨年・昨年と同様に大阪府下のイオンモールに御協力をいただき、多くの方が訪れる商業施設で開催しました。また、松原市役所でも毎年開催させていただいている無料相談会を開催しました。

本年は「わたしたちのSDGs宣言 自転車をこいで、発電体験をしてみよう!」をテーマに、2か所の商業施設で、来場者の方に自転車と手回し発電機による発電を実際に体験していただきました。手回し発電機は、ハンドルを手で回すことにより発電し、電球を点灯させたり、ミニ扇風機を回したり、スマートフォンを充電したりできます。電球の点灯とミニ扇風機を回すのはすぐにできましたが、スマートフォンの充電はなかなかできません。自転車による発電はもっと大変です! 汗だくになりながら自転車をこいでも、電球はなかなか点灯しません。やっと電球が点灯すると、周囲から歓声が揚がりました。このように実際に発電をすることで、電気を作ることはこんなに大変なことなのだ、電気は大切なのだと実感することができました。

無料相談会事業での相談件数は、3日間で87件、発電体験に御協力くださった方は33組となり、本年も盛況に終わることができました。



福岡県

行政書士会

シンポジウム
「第2回 多文化共生ってなんだろう？」を開催

令和7年2月2日、市民の方向けに「多文化共生」をテーマとしたシンポジウムを開催しました。外国人との共生社会実現を目指したこの企画は令和5年度に続き2回目となりますが、「多文化共生」という答えのないものに対して、参加者一人ひとりにそれぞれができる「多文化共生」を考えてもらえるようプログラム構成を考え、また県や市、国際交流機関や福岡出入国在留管理局から共催や後援、市民の方への広報に至るまで多くの御協力をいただき開催いたしました。

第1部 「[文化差]に触れるワークショップと基調講演」

第2部 「福岡市留学生スピーチコンテスト上位者のスピーチ」

第3部 「福岡で外国人たちを支援している団体の活動紹介」

第4部 「外国人と日本人を交えてのトークディスカッション」

第5部 「3部や4部で登壇していただいた団体の方との分科会形式でフリーにお話しできる時間」

参加者は、会場102名、オンライン185名と前回は上回り、行政書士の外国人受入についての知見の広さと深さ、行政書士会と国際交流機関、外国人やその関係者をサポートする団体との連携の強さを市民の方に知っていただくとともに、外国人と共に活動したり支援をする団体や個人同士の交流の場としても大変盛り上がりました。外国人に一番近い専門士業として、共生社会実現の一翼を担えるよう活動を続けてまいります。



山梨県

行政書士会

自然豊かで住み良い街・中央市と
災害時被災者支援協定を締結

令和7年2月10日に山梨会は、山梨県中央市と大規模災害時被災者支援協定を締結しました。本協定では、市の要請を受けて、当会の行政書士が対面や電話、ネットでの被災者向けの相談業務や罹災証明申請書の作成・申請代行などの支援を行うこととしています。

同市は、山梨県の中央南部に位置し、恵まれた自然をいかしつつ、商工業の振興と生活環境の整備に力を入れており、住みよさランキングトップ30にも選出された文教地域です。令和9年以降開通予定であるリニア中央新幹線の山梨県駅（仮称）の隣接地域としても、更なる発展に期待が寄せられています。

締結式で望月智中央市長は、「地理的な要因から自然災害を受けやすい当市は、特に水害が一番心配。万が一の際には、迅速な生活再建の支援をお願いしたい。」と述べ、有賀一雄当会会長は、「全国的に見ても同市には外国籍住民が多く、それだけに期待も高まるが、災害時には情報弱者となりやすいので、より手厚い支援が不可欠。また、平時においても耕作放棄地や遊休農地など同市の抱える課題について、サポートをしていきたい。」と話しました。

本協定の締結をもって、当会は山梨県及び県内全27市町村との協定の締結を終えることができましたが、これは災害を乗り越えていくためのワンステップにすぎません。協定をその場限りにしないよう、定期的な連携内容の見直しや平素から顔の見える関係づくりを更に進めてまいります。



北海道

行政書士会

「北海道人権フォーラム」にブース出展しました



北海道会は「行政書士は、基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護するとともに、調和と真心をもって国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。また、「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士制度の目的に鑑み、行政書士の社会的役割を強く自覚し、地域に根差した権利擁護の取り組みを通じて、すべての人の権利が尊重される共生社会の実現に寄与します。」と掲げた行政書士の権利擁護に関する基本理念の下、特に高齢者・障がい者、外国人、LGBT などの方々や子ども・女性の権利を守るための活動に取り組んでおり、令和5年度に北海道人権配慮企業に登録されました。

この度の「北海道人権フォーラム」では、北海道人権配慮企業に登録された企業等の実際の取組を紹介するためのブースが設けられ、当会の取組を広く知っていただくための良い機会でもありました。

また、本フォーラムにおける「多様性を尊重した職場環境整備の重要性」をテーマとした講演では、職場や日常生活であっても相手の気持ちに配慮した言動をとることによって良好な関係を維持することにつながり、広く捉えた場合は国際平和にも通じる大切な理念であることを再確認することができました。

当会は、全ての人を持っている個性・多様性を尊重しつつ権利擁護に関して掲げた基本理念の下、日々の業務に取り組む、地域に根差した信頼される行政書士となるようこの取組を行ってまいりたいと考えています。



会員の皆様へ

重要 職務上請求書の購入・使用に関する御案内

令和5年8月31日から職務上請求書の購入に当たり、

一般倫理研修の修了証 が必要となります！

※一般倫理研修の受講方法は本誌34ページ「一般倫理研修に関するお知らせ」

又は中央研修所研修サイトを御確認ください。

職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、再発防止を徹底することを目的として、日本行政書士会連合会会則及び日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則が改正されました。職務上請求書の購入申込みの際に倫理研修を修了したことを証する書類を添付することについて定めた第22条の改正規定は、会則認可の日から起算して1年を経過した日である令和5年8月31日から施行されます。

朗報！ 特定行政書士ブラッシュアップ研修 一般開放の御案内

＜中央研修所＞

現在、中央研修所研修サイトに掲載されている水野泰孝弁護士による「特定行政書士ブラッシュアップ研修」については、内容的に非常に有益な研修ですが、特定行政書士有資格者のみを対象とした限定講座となっており、一般会員においては視聴することができませんでした。

平成 27 年に特定行政書士制度が誕生してから 10 年が経過しました。令和 6 年度終了時点で、特定行政書士有資格者はようやく 6,000 名（会員比 11%）を超えた段階ですが、将来的な不服申立手続代理業務の拡大を考えた場合、まだまだ十分な数字とは言えない状態です。

本会としては、特定行政書士有資格者数の拡大を図るため、不服申立手続の実態と理論、そして魅力を多くの方に知っていただくことが必要と考えています。そこで、今回「特定行政書士ブラッシュアップ研修」の受講資格を全会員に開放することといたしました。これにより多くの方に特定行政書士業務の理解を深め、特定行政書士資格を取得する契機としていただければ幸いです。

中央研修所研修サイトにおける特定行政書士以外の会員への視聴開始時期は令和 7 年 4 月以降となります。

なお、本誌前号で紹介しました「審査請求実務の基本を学ぶ－不作為についての審査請求を中心に」は令和 7 年 3 月中に掲載予定ですので、是非御期待ください。

● 研 修 内 容 ●

講 座

①「押さえておきたい国家賠償請求制度の概略と実務」

国家賠償請求制度について、行政書士の先生方としても押さえておくと良いと考えられるポイントを、実務上の取扱いを含めて解説しています。

②「『行政規則』への向き合い方」

行政の現場において大きな意味を持つ、「法令」とは異なる「行政規則」について、申請者側としての向き合い方・行政側との建設的な関係性の在り方を一緒に考える内容となっています。

③「行政不服審査の勘所（前編）－審査請求から審理員による審理手続まで－」

審査請求書の提出先から審理員意見書が作成されるまで、実務の運用を審査請求人の目線に引き直して、制度を使い倒すための「勘所」を解説しています。

④「行政不服審査の勘所（後編）－審査会の調査審議から裁決まで／実務課題－」

審査会への諮問から審査庁による裁決まで、審査請求人としての関与の在り方の「勘所」を見ていきます。また、発展的な実務課題についても、一緒に考える講座となっています。

⑤⑥「行政不服審査法事務取扱ガイドラインを読み解く（前編）、（後編）」

総務省行政管理局は令和 4 年 6 月「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」を策定し、令和 5 年 9 月に総務省ホームページに公表しました。このガイドラインにおいては、これまで積み重ねられてきた審査請求の運用を踏まえ、望ましい審理の在り方の提示もなされています。主として行政向けのものですが、行政がどのような考えで審査請求を運用しているかを知ると考えます。相応の分量がありますので、前編と後編の二回に分けて読み解いていきます。

● 研修情報 ●

講師 水野 泰孝 弁護士



【経歴・活動】 ※令和7年3月時点
(現職) 日本弁護士連合会行政問題

対応センター事務局長

水野泰孝法律事務所代表弁護士

(過去) 早稲田大学大学院法務研究科准教授(任期付き、実務家教員) 令和6年3月まで

(活動) 日々の弁護士業務の中心として行政事件を取り扱う住民・国民側の代理人のみならず、行政側の代理人や顧問弁護士、非常勤職員、各種委員など、立場を問わずに、行政事件・行政問題に関与する。東京都の特別区での審理員の経験があり、多くの審査請求の代理人も務める。

(著作) 「自治体の審理手続に役立つ実務Q&A」(共著／第一法規／2024年) 「行政不服審査法の実務と書式(第2版)」(共著／民事法研究会／2020年)

受講料 5,500円(税込)／1講座

申込方法 中央研修所研修サイトからお申込みください。

「講座一覧>特定行政書士関係研修>特定行政書士ブラッシュアップ研修」の順番で選択し、お申込み・受講料の決済を行うことができます。



← QRコードから中央研修所研修サイトにアクセスすることができます。

URL : <https://gyosei.informationstar.jp/>

会員の皆様へ

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用に当たっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」「住民基本台帳法」「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単位会で運用が異なりますので、所属単位会の関係規則等を御確認願います。

日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑2024」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発行されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に令和2年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事を掲載しましたので、是非御覧ください。

行政書士は、どんな場面で活躍するの?

大事な書類づくりの仕事 業務の依頼 法律に関する仕事

日本行政書士会連合会
行政書士は、様々な場面で活躍する。行政書士の仕事について、日本行政書士会連合会に載せてもらいました。

私たちの暮らしのさまざまな場面で、法律の専門家として活躍するよ。

行政書士が扱う書類は、1万種類以上もあるヤ!

行政書士

国や地方の役所に提出するための書類を作る人

行政書士というのは、その文字のとおり、行政に提出するための書類を作る人という職業。法律などの専門知識を生かして、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれています。どんな場面で行政書士が活躍するの、見てみましょう。

契約書の作成
マンションの購入や賃貸契約など、さまざまな契約が成り立つには、法律知識が欠かせません。行政書士は、契約書の作成や確認を行います。

不動産の登記など
マンションの購入、賃貸や売却などの手続きは、法律に基づいて行われます。行政書士は、登記や不動産の取引をサポートします。

手に入れた! 自動車
自動車を購入した際には、行政書士が書類の作成や提出を行います。

自営業の登録など
自営業を始める際には、行政書士が書類の作成や提出を行います。

裁判外紛争解決手続(ADR)
裁判外紛争解決手続(ADR)は、裁判外で紛争を解決するための手続です。行政書士は、ADRの手続きをサポートします。

結婚の準備
結婚の準備には、法律知識が欠かせません。行政書士は、結婚の準備をサポートします。

相続の手続き
相続の手続きには、法律知識が欠かせません。行政書士は、相続の手続きをサポートします。

家賃の滞り
家賃の滞りには、法律知識が欠かせません。行政書士は、家賃の滞りをサポートします。

近所とのトラブル
近所とのトラブルには、法律知識が欠かせません。行政書士は、近所とのトラブルをサポートします。

お店を開く準備ができて! たいさつタームさん、お店を開く準備ができています。お店を開く準備ができています。お店を開く準備ができています。

行政書士は、頼れる街の法律家です。

日本行政書士会連合会 会長 南任 雅之さん

行政書士は、2024年4月現在で、全国約5万人います。行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者です。国家試験を受けて合格すれば、行政書士になることができます。法律知識が求められる仕事ですが、行政書士は幅広いさまざまな手続きを行うことができ、自分の得意分野や興味を生かすのが魅力です。行政書士の仕事は、みなさんの生活のさまざまな場面に生かされています。何かあったら、ぜひみなさんの街の行政書士を頼ってください。

これは行政書士のパスポート(おしごと年鑑)のことです。おしごと年鑑は、おしごと年鑑のなかで行政書士の仕事を紹介しています。

日行連掲載ページ

行政書士の業務について子どもにも分かりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発行されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2023年度実績— 協賛：108社 寄贈：72,250部

朝日新聞社・朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



第40回 任意後見契約の代理権目録について

<法務業務部>

(担当：浅草公証役場 公証人 澤野芳夫)

今回は、任意後見契約の代理権目録について検討していきましょう。



ユキマサくん

4月にイースターがあるね。イースターといえば、モアイ像で有名なイースター島を連想するのだけれど、何か関係があるのかな。

18世紀初めにオランダ海軍の提督がイースター島を発見したのがちょうど復活祭の時期だったことから、島の名前がイースター島と呼ばれるようになったそうです。



ミネルヴァくん



命名の由来自体がイースターだったんだね。ところで、任意後見契約については、本誌でも第8回(令和4年8月号(No.597))、第18回(令和5年6月号(No.607))及び第22回(令和5年10月号(No.611))で取り上げられていたテーマなんだけれど、任意後見契約では代理権目録を付けることになるよね。

はい。任意後見契約の登記には、任意後見人の代理権の範囲が登記される(後見登記等に関する法律5条4号)のですが、実際にはこの代理権目録の記載事項が登記されているようです。



代理権目録に記載する事項で注意すべき点は何かな。

任意後見契約は、委任に係る事務について代理権を付与する委任契約ですので、事務は法律行為に限られ、介護等の事実行為は含まれません。ただし、何らかの事実行為を委託する旨の準委任契約を締結しこれを任意後見契約とともに一つの公正証書に記載することは可能です。注意すべきことは、任意後見契約の代理権目録に事実行為を記載しないことです。



なるほど。代理権目録に記載するのは、法律行為の委任なんだね。じゃあ本人の死後の事務の委任事項は代理権目録に記載できるのかな。

任意後見契約は本人の死亡により終了するので、任意後見契約としては死後事務委任事項の代理権目録に記載できません。



任意後見人、任意後見受任者は、死亡届出を提出することができることとされている(戸籍法87条2項)けれど、任意後見契約と一緒に死後事務委任契約を締結しておくとういんだね。

そうですね。それから、登記事項であることから、ある程度の特異性が要求されます。例えば、「日常生活一般」、「生存に必要な一切の行為」、「療養看護に関する事務の全部」、「療養看護」、「虐待の予防及び監視」、「役員を務める法人に関する全て」、「株式会社〇〇の代表取締役としての職務の全て」などといった白紙委任的な記載は認められません。



遺言などは代理権目録に記載できるのかな。

本人のみが行うことができる一身専属権に属するものは、代理権目録に掲げることはできません。そもそも代理に馴染まないからです。遺言のほか、婚姻、認知、嫡出否認なども代理権目録に記載することができません。





病院との入院契約は、正に法律行為なので、任意後見人もこれを行うことが可能で、代理権目録にも記載されているそうだけど、任意後見人には、本人の手術などの諾否についての決定権限はあるの？

手術や身体組織の一部切除など重大な医学的侵襲についての決定権者、決定権の根拠、決定権の限界などについて、社会一般のコンセンサスが得られていない現状の中で、任意後見契約中で任意後見人に諾否の権限を付与することについては、消極に解せざるを得ないというのが、任意後見制度を導入するに当たっての法制審議会の結論でした。この結論は現在でも変わらないと思います。



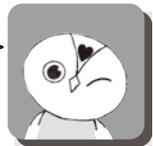
任意後見人にはどのような診療行為についても諾否の権限はないのかな。

任意後見人には、療養看護に関する権限、医療契約締結の権限があります。そのことから、医療契約等に当然に伴う軽微な医学的侵襲、例えば、触診、レントゲン検査、血液検査、解熱剤等の注射、一般的な投薬、骨折の治療、傷の縫合等については、任意後見人に同意権が認められるという見解もあります。今後、更に議論が深められるべき問題といえます。



延命治療の拒絶の意思表示を任意後見人に委任できるの？

これについても、医学的侵襲の諾否の問題と同様に、社会的なコンセンサスができていないといえないので、消極に解せざるを得ないと思います。



株式会社の議決権の行使は、任意後見人が代理して行使できるのかな。

株主は、配当等を受ける権利である自益権のほか、団体の経営に参与することを目的とする共益権の2種の権利を有しています。共益権の一種である議決権については、管理対象財産として、会社及び株式を特定して議決権を行使することを代理権目録に記載することは可能です。



代理権目録にはどのように記載するのか教えてほしいな。

「本人の有する〇〇株式会社の全ての株式の株主権の行使に関する事項」となります。特定の事項につき明示的に授權したい場合には、例えば、上記の「株主権の行使（〇〇を取締役とする選任決議を含む）」に関する事項などとするとよいでしょう。



任意後見人に、紛争の処理に関する事項として、訴訟行為を行う代理権を与えることはできるの？

法律上、任意後見人に訴訟代理権を付与する規定はありません。代理権目録に訴訟行為の代理権を付与する記載をする場合、それは、法律の規定に基づくものではなく、本人の意思に基づくものとなりますので、任意後見人は訴訟委任による訴訟代理人と解されます。しかし、訴訟委任による訴訟代理人は、原則として弁護士（民訴法54条1項本文）等でなければなりません。したがって、弁護士でない者が任意後見受任者となる場合には訴訟行為を行う代理権は掲げることは避けるべきです。



そのほか、代理権目録について注意すべき点はあるかな。

平成30年の民法の改正で「遺留分減殺請求」という語は廃止され、「遺留分侵害額請求」となったこと（民法1046条）、平成26年の新たな行政不服審査法の制定により、「異議申立て」が廃止され、「審査請求」に一本化されたことに注意してください。代理権目録に「遺留分減殺請求」、「異議申立て」という語は記載してはいけないということです。



いろいろ教えてくれてありがとう。参考になったよ。

ユキマサくんは、事務所に帰って、まもる先生に報告しました。

まもる先生とユキマサくんは、町の商店会で配っていたイースターエッグを食べました。



まもる先生

3日

月

法務業務部会**【協議事項】**

- (1) 令和6年度事業報告案について
- (2) 令和7年度事業計画・予算案について
- (3) 日本行政記事執筆について
- (4) 全国空き家対策担当者会議の事後質問について
- (5) 権利義務・事実証明部門のVODについて
- (6) 戸籍法の改正に伴う問合せ等への行政書士による対応支援について
- (7) 消費者行政に係る情報提供への対応について

特定行政書士研修委員会**【協議事項】**

- (1) 令和7年度特定行政書士法定研修について
- (2) その他

登録委員会(～4日)**【登録審査】**

- (1) 審査件数(80件)
- (2) その他

6日

木

法改正推進本部**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

総務部会(～7日)**【協議事項】**

- (1) 一般倫理研修の再収録について
- (2) 定時総会及び地協連絡会での意見・要望について
- (3) 諸規則の改正について
- (4) 職務上請求書全国担当者会議について
- (5) 生命保険会社からの業務委託について
- (6) 網紀事案の手続基準について
- (7) FATF相互審査に向けたモニタリング方針の策定について
- (8) 令和7年度の研修について
- (9) 単体会からの照会について
- (10) その他

行政書士制度調査室会議(～7日)

- (1) 令和6年度事業報告案について
- (2) 令和7年度事業計画・予算案について
- (3) その他

5日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 単体会からの照会について
- (3) その他

常任理事会(～6日)**【合議事項】**

- (1) 建設業法第8条に関する誓約書の参考様式について
- (2) 「おしごと年鑑2025」への協賛について

7日

金

許認可業務部**農地・土地利用部門会議****【協議事項】**

- (1) 農業経営人材育成に向けた官民協議会について
- (2) 農業委員会中立委員である行政書士との意見交換について
- (3) 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画・予算について
- (4) 農業経営支援プロジェクトの方針について
- (5) 土地家屋調査士による非農地証明の申出について
- (6) 八千代町農業委員会への訪問について
- (7) パブコメについて
- (8) その他

10日

月

選挙管理委員会

【協議事項】

- (1) 令和6年度事業報告及び決算見込みについて
- (2) 令和7年度事業計画及び予算案について
- (3) 令和7年度会長選挙執行に係る諸準備について
- (4) その他

17日

月

デジタル推進本部全体会議

【協議事項】

- (1) 進捗報告
- (2) 令和7年度事業計画・予算(案)について

権利擁護推進委員会(～18日)

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和7年度事業計画案・予算案について
- (3) その他

12日

水

広報部会(～13日)

【協議事項】

- (1) 全国広報担当者会議の対応について
- (2) 令和6年度事業報告案及び令和7年度事業計画案等について
- (3) 制度PRポスターについて
- (4) 月刊日本行政について
- (5) 行政書士制度広報月間について
- (6) ホームページについて
- (7) その他

全国広報担当者会議

18日

火

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(126件)
- (2) その他

19日

水

申請取次行政書士管理委員会

- (1) 責任者会議の開催について
- (2) 異議申立案件について
- (3) 三者協議会について
- (4) その他

全国建設業担当者会議

14日

金

許認可業務部

運輸交通部門会議

【協議事項】

- (1) 令和6年度事業報告案について
- (2) 令和7年度事業計画・予算案について
- (3) 単位会からの照会について
- (4) 自動車運送事業手続のオンライン化について
- (5) OSSセンター看板について
- (6) その他

20日

木

OSS対策特別委員会

【協議事項】

- (1) 自動車の登録・検査手続のデジタル化の推進について
- (2) 令和7年度事業計画及び予算について
- (3) その他

15日

土

令和6年度全国監察担当者会議(九州地方協議会)

21日

金

認証取得済単位会課題検討協議会

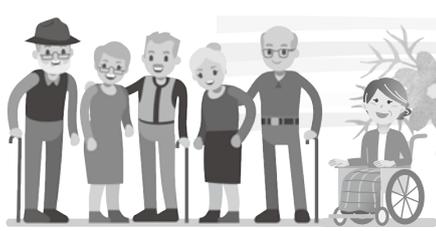
26日

水

経理部会(～27日)

【協議事項】

- (1) 経理部事業報告案及び事業計画案について
- (2) 令和7年度予算案(全体)について
- (3) その他



交通事故被害者への成年後見制度利用支援

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

理事長 田後 隆二



1. はじめに

最高裁判所事務総局家庭局が発表している「成年後見関係事件の概況 ―令和5年1月～12月―」によれば、成年後見制度の利用開始原因は、認知症が最も多く62.6%を占め、次いで知的障害が9.9%、統合失調症が8.8%の順となっていますが、次に続くのが高次脳機能障害4.1%、遷延性意識障害0.6%です。また、申立ての動機別割合には、保険金受取5.5%、訴訟手続等1.9%が挙がっています。

これらの統計データから、交通事故の被害者も成年後見制度を利用している実態が浮かび上がってきます。損害賠償請求事件が解決した後も、受領した賠償金（保険金）の管理や後遺障害等級に応じた身上保護が必要とされています。

2. 交通事故業務との関わり

私は、平成13年6月、神奈川会の法人社労部（現在は民事法務部に改称）の部員を拝命しました。その際、各自研究テーマを定めるように指示され、私は交通事故業務を選択しました。当時、神奈川会で交通事故業務の第一人者と呼ばれていた先輩行政書士（以下、師匠）に弟子入りを志願し、交通事故業務のイロハを学びました。

平成14年11月、師匠が中心となって立ち上げた「交通事故実務研究会」の事務局長（現在は代表）を務め、研鑽を積んできました。師匠を始め、会員それぞれが発表した事例を出席者全員で検討する形式で、神奈川県内において毎月開催し、現在では250回を超えています。関東のみならず、年に2回開催する一泊研修会には関西方面からの参加もあります。交通事故業務は弁護士業務であって、行政書士が扱うことはでき

ないと考える向きもあると思いますが、行政書士法1条の2に規定する「事実証明に関する書類を作成すること」に該当するものと考えています。古い論考で恐縮ですが、本誌平成20年12月号（No.433）に「事実証明としての交通事故調査」というタイトルで私が記事を投稿していますので、詳しくはそちらを御参照ください。なお、本誌はアーカイブ化され、バックナンバーを会員専用ページ「連 con」内のライブラリから閲覧できます。

【月刊日本行政】掲載号URL】https://www.gyosei.or.jp/system/files/1697091016/200812_nihon-gyosei_No433.pdf
（連 con ログイン後に御覧いただけます。）

3. NASVA（独立行政法人自動車事故対策機構）との関わり

NASVA（ナスバ）は、自動車事故を防ぐ（安全指導業務）、自動車事故被害者を支える（被害者援護業務）、自動車事故から守る（安全情報提供業務）という三つの業務を一体的に実施している自動車事故対策の専門機関です。中でも被害者を支える業務として、療護施設の運営、介護料の支給、生活資金貸付などを行っており、成年後見制度の利用支援もこれに含まれます。

私は、平成30年5月にNASVAで臨時講師を務めた経験があります。東京錦糸町の本部へ伺い、成年後見制度について講義を行いました。全国各地の支援員が30名ほど集合し、二泊三日で研修を行うもので、その一コマ90分の講義を任されました。基本的な制度概要を説明して欲しいとの要請でしたので、入門レベルでお話ししましたが、講義が終わり昼休み休憩に入ると、私の下に数名の受講者が集まってきました。私の講義内容には、成年後見制度に関わるコスモス会員の基本姿勢なども含みましたが、それとは異なる他士業による成年後見人等の事例を訴えてきました。被後

見人に全く会いに来ないというものだけでなく、財産管理・身上保護を実際に行っているのはNASVAの職員で、職員が作成した資料をそのまま家庭裁判所へ提出しているというものもありました。既にNASVA職員は、成年後見制度に深く関わっていることを知り、入門レベルでお話ししたことを後悔し、NASVAとコスモスの活動の親和性を認識した次第です。

4. NASVAとの提携

上記の講師派遣要請に先立ち、平成30年1月にNASVAから被害者援護部マネージャーほか1名の方が、コスモス本部にお越しになりました。お二人とも国土交通省から出向されているとのことで、誰かの紹介等ではなく、ネット検索でコスモスを知り来訪されたとのことでした。被害者援護業務の一環として、(1)成年後見人等候補者の推薦、(2)成年後見制度に関する研修会、講座等の開催、(3)成年後見制度に関する相談受付などを内容とする協定を締結することで話を進めようとしたのですが、一つの団体とのみ提携するわけにはいかず、少なくとも2~3の団体とも同じような提携を行うとのことでNASVAからの返事を待っていましたが、残念ながらその後引き継がれず、そのままになってしまっていることが判明しました。

しかし、NASVAのWebサイトでは、「介護者なき後、親なき後」に備えるための情報として、各都道府県の社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、行政書士会へのリンクが張られているので、行政書士(コスモス)との提携案が全く消えてしまったわけでもないかもしれません。また、NASVAに対する介護料支給申請などの手続は、複雑で添付書類も多いことから、行政書士として支援できる可能性があると思います。NASVAは独立行政法人ですから、官公署には該当しないため行政書士の独占業務にはなりません、日頃から慣れ親しんでいる業務と言えます。

5. 高次脳機能障害の実例

私が交通事故業務の中で経験した、高次脳機能障害の実例を2点御紹介します。

Aさんからは、既に受領した休業損害などの給付額を、相手方保険会社から払い過ぎたので返還して欲しいと言われ困っているとの相談がありました。これまで運送会社に勤務し、トラックの運転やフォークリフ

トによる荷物の積み下ろしに従事してきましたが、左側サイドミラーを見る際に「正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの(後遺障害等級13級該当)」があったものの、これまでどおり働くことができ、特に仕事上で困ったことはありませんでした。しかし、転職して工場で組立て作業を行う業務に就いたところ、たった4工程の組立て作業が覚えられない、自分でも涙が出るほど悔しい思いをしているとのことでした。私は高次脳機能障害が疑われるとアドバイスし、専門の医療機関で診断を受けることを勧めました。そして、高次脳機能障害に係る後遺障害診断書を入手し、それを自賠責調査事務所へ提出したところ、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」(後遺障害等級7級該当)が認められました。日常生活では少し怒りっぽくなったという高次脳機能障害特有の変化はあったものの、そのまま運送業に従事していれば、高次脳機能障害を発見できなかったかもしれません。

Bさんは、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」(後遺障害等級3級該当)が認定されています。しかし、とてもそのような重篤な障害がある方には見えません。ある日、私が御本人の自宅を訪れた際、近所で「先生!」と声を掛けられ振り向いたらBさんでした。趣味のサッカーを楽しんでから、私たちの来訪に合わせて帰ってきたところだと言います。電車に乗るのは少し苦手なようですが、普通に外出ができ、私の顔も覚えてくれています。しかし、新しいことを記憶することが全くできず、常にノートを持ち歩き、外部記憶脳として全ての出来事をメモしているそうです。

6. まとめ

精神障害を負った交通事故被害者には、常時又は随時介護を要する方もいらっしゃいますが、外見からは障害が分からない方も多く、認知症や知的障害の方とは異なる支援が必要となる場合があります。また、成年後見制度に限らず、NASVAの被害者援護業務のように、様々な支援メニューが用意されています。そのようなメニューを見逃すことなく、交通事故被害者を支援していくことも我々コスモス会員の責務だと感じています。



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



③「連con」利用登録画面



②「連con」ログイン画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

④「連con」マイページ



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



会員の動き

登録者数 (令和7年2月末日現在)

合計	53,172名		
内 訳	男	44,269名	女 8,903名
個人事務所開業	男	41,538名	女 7,927名
行政書士法人社員	男	2,027名	女 417名
個人使用人行政書士	男	357名	女 271名
法人使用人行政書士	男	347名	女 288名

法人会員 (令和7年2月末日現在)

法人会員数	1,511
法人事務所数	1,765
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,274
従たる事務所数	491

異動状況 (令和7年2月中の処理件数)

新規登録	合計	146名	
	内 訳	男 118名	女 28名
登録抹消	合計	154名	
	内 訳	男 138名	女 16名
抹消内訳	廃業	125名	
	死亡	27名	
	その他	2名	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (吉田)

いよいよ新年度を迎えました。日本行政も本年度から紙での発行が隔月となり、新しい風が吹くことと思います。

私の所属は群馬会ですが、昨年度、関東地方協議会の当番会となりました。協議会の開催に当たっては、防災システム研究所所長の山村武彦様に「今、これからの災害に備えておくこと～行政書士に出来る事～」と題する講演をしていただきました。山村様の話では、一般的に比較的災害が少ないとされている地域の人たちは、防災意識が低いのだそうです。

日行連を始め行政書士の単位会やそれらの支部の多くは、内閣府やそれぞれの自治体との間で、災害発生時における支援協定を締結しています。群馬会でも、群馬県や各市との間で協定を締結しています。これらの協定は、被災した際にその内容に沿ってきちんと効果を発することができなければ、全く意味がありません。待っている支援活動ではなく、積極的に働きかけていく支援活動でなくてはいけないのだと感じています。広報活動についても同じく、積極的に働きかけていく広報活動を心掛けていきたいと考えています。

月刊 日本行政 4月号

第629号 令和7年3月25日発行

発行人 常住 豊
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 相羽 利子
 次長 鷗沼 理人
 部員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 中嶋 章雄



月刊 日本行政 4月号

令和7年3月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：常住 豊

編集人：相羽 利子

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階